

## IV 県民経済計算の概念と用語解説

### 1 県民経済計算のねらい

県民経済計算は、国における国民経済計算と共通する基本的な考え方や仕組みに基づき構成されており、都道府県という行政区域により地域を区分し、社会会計方式に基づき県という単位で一定期間（会計年度）の経済活動の成果を計測するものである。

県民経済計算は、県民経済の循環と構造を、生産、分配、支出の3面にわたり計量把握することにより県民経済の実態を包括的に明らかにし、総合的な県経済指標として行財政・経済政策に資することを主な目的とする。あわせて国民経済における県民経済の位置を明らかにするとともに、各県相互間の比較を可能とすることによって、国民経済の地域的分析および地域の諸施策に利用しようとするものである。

### 2 県内主義と県民主義

県民経済計算の把握には、県内主義（属地主義）と県民主義（属人主義）がある。

県内主義（属地主義）は、県という行政区域内で生み出された付加価値をその生産に従事した人の居住地にかかわらず把握するものである。一方、県民主義（属人主義）は県内居住者が地域にかかわらず生み出した所得を把握するものである。

この県民経済計算推計では、総生産の生産側及び支出側は県内主義（属地主義）で、県民所得（分配）は県民主義（属人主義）で把握している。また、居住者とは個人のみでなく、企業、政府機関など経済主体全般に適用される概念である。

### 3 経済成長率

経済活動規模の拡大の程度を数値で表したもので、県内総生産の前年度に対する増減率をいう。その時点での市場価格で集計した名目値による経済成長率と、物価水準の変動分を除去した実質値による経済成長率とが算出される。

### 4 市場価格表示と要素費用表示

県内純生産（内ベース）および県民所得（民ベース）の表示には、市場価格表示と要素費用表示とがある。市場価格表示とは、市場で取り引きされる価格で評価する方法をいう。また要素費用表示とは、生産要素（労働、土地、資本）に対して支払った企業の費用（賃金、地代、利子、利潤など）で評価する方法をいう。さらに市場価格は、生産者から出荷される時点で評価する生産者価格と、これに運輸、商業のマーヅンを加えた購入者価格に区分される。

これら二つの表示方法によって推計された県内純生産および県民所得は、式であらわすと次のようになる。

市場価格表示の県内純生産

$$= \text{要素費用表示の県内純生産} + \text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金}$$

市場価格表示の県民所得

$$= \text{要素費用表示の県民所得} + \text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金}$$

## 5 総（グロス）と純（ネット）

純生産物を評価するに当たって固定資本減耗（いわゆる減価償却費）を含むものを「総（グロス）」概念という。これに対して固定資本減耗を控除したものを「純（ネット）」概念といい、式であらわすと次のようになる。

$$\text{市場価格表示の県内総生産} = \text{市場価格表示の県内純生産} + \text{固定資本減耗}$$

## 6 経済活動別分類

制度部門別分類が所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類であるのに対し、経済活動別分類は、財貨・サービスの生産についての意思決定を行う主体の分類である。経済活動別分類は、生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所（実際の作業を行う工場や事務所など）が統計の基本単位となっている。

経済活動別分類は大きくは、「農林水産業」、「鉱業」、「製造業」、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」、「建設業」、「卸売・小売業」、「運輸・郵便業」、「宿泊・飲食サービス業」、「情報通信業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「専門・科学技術・業務支援サービス業」、「公務」、「教育」、「保健衛生・社会事業」、「その他のサービス」からなり、大分類においては国際標準産業分類（ISIC rev. 4）と可能な限り整合的なものとなっている。

## 7 制度部門別分類

所得の受払いと消費、ならびに資産の調達と運用を行う主体の分類であり、経済活動別分類の単位が事業所単位であるのに対して、制度部門別分類の単位は「それ自体の権利により資産を所有し、また負債を負い、他の主体と経済取引に携わることができる経済主体」とされている。したがって企業の場合、法人が単位となる。

具体的には、a 非金融法人企業、b 金融機関、c 一般政府、d 家計（個人企業を含む）、e 対家計民間非営利団体の5つに分類される。

### a 非金融法人企業

非金融法人企業は、主に民間の事業法人がそのほとんどを占めるが、このほか国の企業特別会計、公団、公営企業、一部の特殊法人など、公的機関であっても民間の産業と類似の活動を行っている機関も含まれる。ただし、金融機関は独立した制度部門とされるため、ここには含めない。

### b 金融機関

金融機関には、銀行、保険、信託、証券会社など民間の金融機関のほか、公庫等の政府系金融機関など、公的機関であっても民間の金融機関と類似の活動を行っている機関も含まれる。

### c 一般政府

公的機関のうち、他に分類されないものがすべて含まれる。したがって、政府の省庁

は含まれるが、非金融法人企業に分類される企業特別会計などは含まれない。

経済活動別分類における「政府サービス生産者」と同じ範囲である。

#### **d 家計**

世帯としての通常の意味での家計のほか、個人企業も含まれている。したがって、ここでいう家計とは、消費主体としての側面と事業主体としての側面も併せ持っていることになる。

なお、持ち家の帰属計算に際して、擬制的に「持ち家産業」なるものを想定しているが、この仮想的な産業は個人企業として取り扱い、制度部門別分類において家計に含まれる。

#### **e 対家計民間非営利団体**

経済活動別分類における「対家計民間非営利サービス生産者」と同じ範囲である。

### **8 経済活動別県内総生産**

経済活動別県内総生産とは、各年度内に県内各経済部門の生産活動によって新たに付加された価値（成果）の生産者価格による評価額を経済活動別に示したものである。県内概念によるものであり、県内で生産された生産物であれば県外居住者に対して分配されるものも含まれる。

#### **a 県内総生産（市場価格表示）**

県内の生産活動によって新たに生み出された付加価値の合計額であり、産出額から中間投入額（原材料、燃料等の物的経費およびサービス経費など）を控除したものに当たる。

また市場価格表示には生産者価格と購入者価格とがあるが、ここでは生産者価格を使用している。

#### **b 固定資本減耗**

固定資本減耗は、建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等からなる固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額を指す。他方、大災害による滅失のように予見しえない固定資産の毀損額については、固定資本減耗には含まれず、「調整勘定」の「その他の資産量変動」として記録される。

固定資本減耗は、企業会計における減価償却費が簿価で記録されるのとは異なり、全て時価（再調達価格）で評価される。具体的には、固定資産ごとに、対応する資本財別の期中平均デフレーターを用いて評価されている。

#### **c 生産・輸入品に課される税**

財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に際して生産者に課せられる租税および税外負担で、税法上損金算入が認められて所得とはならず、かつその負担が最終購入者に転嫁されるものをいう。これは生産コストの一部を構成するものとみなされる点で

「所得・富等に課される経常税」（いわゆる直接税）と区別される。

具体的には、消費税、酒税、関税、印紙税、法人・個人事業税、不動産取得税などがあげられる。特殊な例としては、家計に対する固定資産税も、持ち家家計は住宅賃貸業を営んでおり、帰属家賃の一部を構成するという観点から「生産・輸入品に課される税」として扱われる。

#### **d 補助金**

産業振興あるいは製品の市場価格を低めるなどの政府の政策目的によって、政府から産業に対して反対給付なしに一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金をいう。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入も補助金に含まれる。補助金によって、その額だけ市場価格が低められるため、負の「生産・輸入品に課せられる税」とみなすことができる。

なお、投資、資本資産、運転資産の損失の補償のために産業に対して行われる移転は、補助金ではなく資本移転に分類されるほか、〇〇補助金という名称であっても地方公共団体、対家計民間非営利団体などの産業以外の主体に支払われる場合は含まれない。

#### **e 県内雇用者報酬**

生産面における雇用者報酬は、県内ベースによるもので、県内での生産活動に労働を提供した雇用者への分配額をいう。県民所得（分配面）における雇用者報酬（県民ベース）とは、県外からの所得（純）のうち雇用者の報酬分だけ差異が生じる。

#### **f 営業余剰・混合所得**

$$\text{営業余剰・混合所得} = \text{県内要素所得（純生産）} - \text{雇用者報酬}$$

営業余剰は生産活動によって生み出された付加価値のうち企業の営業活動の貢献分であり、企業会計上の営業利益にほぼ相当する。混合所得は93SNAからの新たな概念であり、家計部門のうち個人企業については、事業主の労働報酬の要素も含まれるために混合所得と定義される。営業余剰・混合所得は、市場での利益追求を目的とする産業においてのみ生じ、政府サービス生産者や対家計民間非営利サービス生産者には発生しない。

#### **g 総資本形成にかかる消費税**

消費税の課税業者が投資を行った際、その投資財に含まれる消費税額については、自ら納める消費税額から控除することができる。このため、課税業者が投資財の購入に要するコストは消費税抜きの額とみなすことができる。こうした観点から、県内総生産（支出側）における総資本形成（固定資本形成および在庫品増加）の額は消費税額を控除したものを計上する方式をとる。

一方、生産系列からみると、付加価値の額はすべて消費税を上乗せした市場価格で評価せざるを得ない。こうしたことから支出面と生産面を一致させるために、各部門の付加価値の合計から投資財に含まれる消費税額を一括して控除する。

#### **h FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）**

68SNAでは、金融部門の産出額は、帰属利子という形で推計記録がされていたが、93SNA

から、間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）を通常の財貨・サービスの一つとして位置づけている。

金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある（このような金融仲介機関に資金を貸す人々（預金者）には他の場合よりも低い利子率を支払い、資金を借りる人々にはより高い利子率を課する。）。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、「FISIM」である。

## 9 県民所得（分配）

県内の居住者である県民が、生産活動に対してその所有する土地、労働、資本といった生産要素を提供することによって、県内外から受け取る（分配される）現金・現物など所得の総額を計量したものである。なお、ここでいう県民（県内の居住者）とは、個人ばかりでなく企業なども含まれている。

### a 県民雇用者報酬

県内に常時居住地を有する雇用者が労働の報酬として、雇い主から受け取る一切の現金および現物給与をいう。

この雇用者報酬は税金および雇用者の社会保険料負担の控除前で計上される。内訳として、「賃金・俸給」と「雇主の社会負担」に分かれ、後者はさらに「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」に分かれる。

#### (a) 賃金・俸給

賃金・俸給は現金および現物給与、役員給与手当、議員歳費等および委員報酬、給与住宅差額家賃、副業所得を加えたものである。

なお給与住宅差額家賃の評価については、原価（公営住宅家賃を実質コストとみる）ではなく、時価（市中平均家賃）を採用している。

また副業所得は、雇用者が本業以外の勤め先をもっている場合、その従たる勤務先から得る所得については雇用者数を把握する際、副業者数を含めて推計する方法をとる（二重雇用、雇用者数を事業所ベースによりとらえている）。

#### (b) 雇主の社会負担

社会負担は、社会保障制度に対する負担であり、雇主の現実社会負担と雇主の帰属社会負担に分けられる。

雇主の現実社会負担は、医療保障、年金給付、労働災害補償、失業保険、児童手当給付などの社会保障基金および金融機関に格付けされる年金基金に対する雇主負担額をいう。

雇主の帰属社会負担は、確定給付型の退職後所得保障制度および退職一時金および社会保障基金によらない業務災害補償などの雇主負担額をいう。

### b 財産所得（非企業部門）

ある経済主体が、他の経済主体が所有する金融資産、土地および著作権、特許権のような無形資産を使用する場合、それを源泉とする所得の移転をいう。

具体的には利子および配当、地代（土地の純賃貸料）、著作権や特許権の使用料など

が該当するが、構築物（住宅を含む）、設備、機械など再生産可能な有形固定資産にかかる賃貸料は、サービスの販売とみなされて企業所得に含まれ、財産所得には含まれない。

なお、ここでの財産所得とは、「7 制度部門別分類」で挙げた5つの制度部門のうち、(a)～(c)で表章している非企業3部門の財産所得を指し、非金融法人企業、金融機関といった企業部門の財産所得は含まない。

(a) 一般政府

県内に所在する市町村、県、国出先機関等事業所（一般会計、非企業特別会計）の財産所得（利子、法人企業の分配所得、保険契約者に帰属する財産所得、賃貸料）の受取、支払を計上する。

(b) 家計

家計（個人企業を除く）の利子の受取と支払および配当、保険契約者に帰属する財産所得、賃貸料の受取を計上する。

・利子

利子の受取は、金融資産の所有者として個人が受け取る貨幣所得であり、一般預貯金利子、有価証券利子、信託利子などが該当する。また支払は、家計が消費活動の資金や住宅用資金などの一部として金融機関などから借り入れした資金に対して支払う利子の合計をいう。

なお個人受取分の帰属利子は、企業受取分の帰属利子と同様に中間生産物とするため、利子所得には計上しない。

・配当

個人配当金（個人が法人から受ける利益または利息の配当、剰余金の分配など）および役員賞与からなる。

・保険契約者に帰属する財産所得

保険契約者に帰属する財産所得は、保険契約者の資産である保険準備金の運用から生じる所得であり、生命保険・年金基金・非生命保険の保険帰属収益と、保険契約者配当からなる。この保険帰属収益は、実際には保険企業に留保されるが、いったん保険会社から家計に支払われ、同額が追加保険料として保険会社に支払われるものとして扱われる。

・賃貸料

土地と無形資産（特許権、商標権、著作権）の資産運用に関連して受け取る財産所得に限られ、住宅やその他の建物、機械設備などの賃貸料はサービスの販売（営業余剰を構成）として財産所得には含まれない。

(c) 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体の財産所得（利子、法人企業の分配所得、保険契約者に帰属する財産所得、賃貸料）を計上する。

### c 企業所得（配当控除後）

企業所得は、営業余剰・混合所得に企業分の財産所得（受取一支払）の差額を加えたもので、(a) 民間法人企業所得、(b) 公的企業所得、(c) 個人企業所得の3部門別に計上される。

ここで、b 財産所得と c 企業所得（配当控除後）に含まれる企業分の財産所得は、概念上同じものであるが、分類上は各々に含めて計算している。

(a) 民間法人企業所得（配当控除後）

配当控除後の県内民間法人事業所が得た所得であり、民間法人企業所得（配当受払前）は、法人事業税の課税および非課税対象所得の合計にほぼ相当する。

(b) 公的企業所得

企業および企業特別会計に属する県内の国、県、市町村、公団・公社などの事業所（病院、下水道は除く）の純損益により把握する。

(c) 個人企業所得

個人が企業の主体となって、家族や雇用者の労働力を使って運営して得た所得（兼業所得を含む）、内職所得および住宅自己所有による帰属所得からなる。農林水産業とその他の産業および住宅賃貸業のうち持ち家による営業余剰・混合所得の3つに分類して推計される。

・本業および兼業所得

営業余剰・混合所得から財産所得（支払）を控除して求める。個人企業については家計部分と企業部分の経理を明瞭に区別し難い面があるため、受取財産所得は家計がすべて受け取るものとし、企業所得には含めない。

・持ち家

住宅自己所有による帰属所得であり、帰属営業余剰から住宅資金借入利子と支払賃貸料を控除して求める。

#### d 県民可処分所得

県民可処分所得は、市場価格表示の県民所得に、県外からのその他の経常移転（財産所得以外の移転）の純受取を加えたものに等しい。すなわち、生産活動によって生み出された要素所得に県外からの移転分を加えたもので、県民全体の処分可能な所得を表している。

### 10 県内総生産（支出側）

県内の生産活動によって生み出された所得を支出面（消費および投資）から捉えたものであり、市場価格ベースで評価される。また市場価格表示の県内総生産（支出側）に県外からの所得（純）を加えた額が県民総所得（GDI）である。

#### a 民間最終消費支出

県内に居住する個人（家計）が行う財貨・サービスの取得に対する支出および対家計民間非営利団体の自己消費をいう。

(a) 家計最終消費支出

家計が行う消費活動のための支出をいう。農家における農産物の自家消費、現物給与なども含まれるが、仕送り金、贈与金、罰金、手数料などは移転的なものであり、消費支出とはみなされない。生命保険、年金基金、非生命保険については、サービスチャージ分（保険料－保険金）のみ消費支出に計上している。

(b) 対家計民間非営利団体消費支出

対家計民間非営利団体の生産額から家計に対する非商品販売額を控除したものをいう。家計への販売収入は生産コストをカバーし得ず、その差額が自己消費とみなされ計上される。

## b 政府最終消費支出

県内に所在する一般政府に該当する事業所の財貨・サービスに対する経常的支出であり、人件費、物件費などからなる。具体的には、政府サービス生産者の生産額（＝中間消費＋雇用人報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から、他部門に販売した額（商品・非商品販売）を差し引いた額に、現物社会給付などを加えた額を自ら消費したものとして計上する。

## c 最終消費支出と現実最終消費

政府や家計などの消費には、各制度部門が実際に負担した額と各制度部門が享受した便益の額という2つの消費概念の考え方がある。前者を最終消費支出、後者を現実最終消費と表章している。

また政府最終消費支出は、個別消費支出と集合消費支出に分けられる。個別消費支出は、医療保険および介護保険によるもののうち社会保障基金からの給付分（現物社会給付）と、教育や保健衛生など政府の個別的サービス活動に関する支出を合計したものである。一方、集合消費支出（＝政府現実最終消費）は、外交、防衛や公共の秩序安全などの社会全体に対する公共サービス活動に関する支出をいう。

2つの消費概念の関係を式であらわすと次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{政府最終消費支出} &= \langle \text{個別消費支出} \rangle + \langle \text{集合消費支出} \rangle \\ \text{家計現実最終消費} &= \text{民間最終消費支出} + \langle \text{個別消費支出} \rangle \\ &= (\text{家計最終消費支出} + \text{対家計民間非営利団体最終消費支出}) \\ &\quad + \langle \text{個別消費支出} \rangle \\ \text{政府現実最終消費} &= \langle \text{集合消費支出} \rangle \\ &= \text{政府最終消費支出} - \langle \text{個別消費支出} \rangle \end{aligned}$$

## d 総資本形成

民間企業および公的企業（企業および企業特別会計）、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業）が県内において行う投資活動のための支出をいい、総固定資本形成と在庫品増加に大別される。

### (a) 総固定資本形成

建築物（住宅含む）、構築物、機械設備などへの支出をいう。維持補修費は、中間消費として除外される。土地については、土地造成などによる価値の増加分のみ計上され、土地の購入費や地価の上昇分は計上されない。

また受注型ソフトウェアおよび知的財産生産物などの無形固定資産についても総固定資本形成に含めることとしている。

### (b) 在庫品増加

民間企業、公的企業および一般政府が所有する製品、仕掛品、原材料などの棚卸資産の物量的増減を市場価格で評価したものをいう。

## e 財貨・サービスの移出入

居住者と非居住者との間の財貨・サービスの取引である。これには、居住者の県外消費、非居住者の県内消費を含む。



## f 統計上の不突合

県内総生産の生産系列と支出系列は、概念上総額で一致すべきものであるが、推計上の方法や基礎資料が異なっているため、推計値にくいちがいが生じることがある。このくいちがいを統計上の不突合として表章している。

県民経済計算では、生産側に計上する国民経済計算とは異なり支出側に計上する。

## g 県外からの所得（純）

県民所得から県内純生産（要素費用表示）を差し引いて求められる。県外との所得の受け払いには雇用者報酬、財産所得などが含まれる。

## h デフレーター

デフレーターとは、名目値を基準年の価格で評価（実質化）するため、基準年からの物価変動分を除去するために使用される係数（物価調整指数）をいう。

従来は県民経済計算では、支出側を実質化し、実質総支出を推計して表章していた。

この支出系列の実質化においては、支出系列の構成項目ごとにデフレート（物価指数により基準年の評価額に換算）しているが、総額においてのデフレーターは、各項目ごとに実質化した後、これらの合計額（実質）と名目値の総額の比率で逆算されている。

このような方法で事後的に求められるデフレーターをインプリシット・デフレーターという。

なお、平成16年度から実質化の方法に連鎖方式を導入して生産側および支出側での実質化を行い、表章を行っている。（後述）

## 1.1 勘定体系

県民経済計算では、生産、分配、支出の3面それぞれについて主要系列表を作成しており、各主要系列表は1面だけを表すものである。これに対して勘定は、貸方・借方として2面を結びつけてバランス関係を示すものである。5つの制度部門ごとの制度部門別勘定と、制度部門をトータルして全体をまとめあげた統合勘定とがある。

県民経済計算では、①県内総生産と総支出勘定、②県民可処分所得と使用勘定、③資本調達勘定（実物取引）、④県外勘定（経常取引）の4種類の統合勘定と、①制度部門別所得支出勘定、②制度部門別資本調達勘定（実物取引）の2種類の制度部門別勘定を、基本勘定として作成している。

### a 統合勘定

#### (a) 県内総生産と総支出勘定

県内における経済活動を総括する県内総生産勘定に当たり、県内総生産の分配面（所得面）での内訳と、支出面での内訳を、複式簿記の手法に基づいて示したものである。

#### (b) 県民可処分所得と使用勘定

県民可処分所得は、市場価格表示の県民所得に県外との経常移転の純受取を加えたものである。また、その「使用」として、民間と政府の最終消費支出および県全

体での貯蓄が記録されている。この勘定は制度部門別所得支出勘定を統合することにより得られる。

(c) 資本調達勘定（実物取引）

資本形成とその資本調達のバランスを示したものである。実物取引と金融取引に区分されるが、県民経済計算では実物取引を記録の対象としている。この勘定は制度部門別資本調達勘定を統合することにより得られる。

(d) 県外勘定（経常取引）

県全体として捉えた県外との取引が計上される。この勘定は、県外の視点から記録されているため、県内から見るのとは受取と支払が逆になっている。経常取引と資本取引に区分されるが、県民経済計算の県外勘定では経常取引を記録の対象としている。

## b 制度部門別所得支出勘定

この勘定は、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体の5つの制度部門別に作成され、生産活動により発生した付加価値がどの部門に配分され、さらにそれらの所得がどのように消費されたかを記録している。

この勘定は、バランス項目としての貯蓄を通じて各制度部門別資本調達勘定に接合している。

## c 制度部門別資本調達勘定（実物取引）

この勘定は、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体の5つの制度部門別に作成され、資本蓄積の形態とそのための資本調達の源泉を示すものである。

資本調達勘定には実物取引表と金融取引表とがあるが、実物取引表のみ推計している。

## 1 2 その他

### a 08SNA

SNAとは、「System of National Accounts」の略称であり、「国民経済計算」または「国民経済計算体系」と訳される。このSNAは、一国の経済について体系的に記録する国際的な基準である。

08SNAとは、2009年に国連が加盟各国にその導入を勧告した国民経済計算の体系の略称であり、日本の国民経済計算では平成28年11月からこの08SNAを使用した推計方式に移行している。

県民経済計算では、すべての都道府県が平成29年度からこの08SNAを使用した推計方式で算出している。

### b 移転取引

反対給付を伴わない一方的な資金の受渡し（一方的取引）を移転という。移転取引は、所得支出勘定に記録される経常移転と、資本調達勘定に記録される資本移転に別れる。経常移転は、支払側の資産や貯蓄ではなく経常的な収入から充てられ、また受取側の投資の源泉とならない。一方資本移転は、支払側の資産または貯蓄からまかなわれ、受取側の総資本形成やその他の資本蓄積あるいは長期的な支出の源泉となる。

### c 基準改定

県民経済計算では、毎年各種の統計資料を基礎に推計が行われるが、当該統計調査が3年ないし5年ごとの実施であったり、結果が公表されるまでに年月を要したりして、毎年の推計に利用できない場合もある。このため、これらの統計資料の結果が公表され次第、毎年の推計とは別に過年度に遡って改定する遡及改定の作業が行われる。

また実質値は、特定年次の価格で評価されるが、可能な限り最近の経済実態を反映した価格体系により算定するために、評価の基準となる年次を改める作業も5年ごとに行っている。これらの作業を基準改定という。

### d 寄与度

全体の変動に対して、各構成項目の変動がどの程度影響を与えているかを示す指標で、式であらわすと次のようになる。

$$\text{寄与度} = \text{前期における構成比} \times \text{当期の前期に対する増減率}$$

### e 帰属計算

財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の支払いが行われなかったにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいう。原則として市場で行われる取引を記録範囲とするが、制度や慣習の異なる各国間の計数比較を可能にするもので、帰属計算には帰属家賃、農家の自家消費などがある。

### f 在庫品評価調整

県民経済計算では、発生主義の原則がとられており、在庫品増加は、当該商品の在庫増減時点の価格で評価すべきものとされている。

しかし、入手可能なデータは企業会計に基づくものであり、企業会計上で認められている様々な在庫評価方法で評価されている。このため、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて求められる増減額のなかには、生産活動を伴わない期首と期末の評価価格の差による分（一種のキャピタル・ゲインあるいはロス）も含まれている。この評価価格の差による分を除くための調整を在庫品評価調整という。

### g 一人当たり県民所得

県民所得を総人口で除したもので、県民経済全体の水準を示す。なおこの県民所得は財産所得や企業所得を含んでおり、県民個人の賃金水準や個人収入を示すものではない。

$$\text{一人当たり県民所得} = \text{県民所得} \div \text{県民総人口}$$

(※ 県民総人口は総務省の都道府県別推計人口を採用)

### h 経済活動別就業者数および雇用者数

経済活動別の労働投入量を年間平均就業者数、雇用者数で示したものである。

分類はSNA分類による。いくつかの仕事を兼ねている者、あるいは2カ所以上の事業所に雇用されている者などは、事業所等でそれぞれ一人として数えているため、一人を1つの就業に限って数えている国勢調査などの調査とは異なる。そのため、利用の際には注意が必要である。

#### ⅰ 連鎖方式と固定基準年方式

名目値の実質化には固定基準年方式と連鎖方式があるが、固定基準年方式の指数（実質値：ラスパイレズ型、デフレーター：パーシェ型）は、相対価格の変化が大きい場合、経年変化するにつれて、「指数バイアス」がかかることが知られている。すなわち、数量と価格に負の関係がある時、ラスパイレズ型は上方に、パーシェ型指数の場合、下方にバイアスがかかる（いわゆる「代替バイアス」）。

一方、連鎖指数は隣接する2時点間の比較に注目した指数であり、常に前年を基準年とし、それらを毎年毎年積み重ねて接続する方法である。つまり每期基準改定しているのと同じことになるため、「指数バイアス」はほとんど生じないとされている。

このため、08SNAでは実質値及びデフレターの計算においては、連鎖方式を採用することが勧奨されている。

なお、連鎖方式では、実質値における「加法整合性」が成立しない。すなわち、固定基準年方式の場合、実質値の内訳項目を合計したものは、集計項目の実質値と一致するが（加法整合性が成立）、連鎖方式では一致しない。つまり、連鎖方式の実質値では単純な足し算・引き算はできない。また、実質値を用いた割合を計算することにも意味はない。このため、「開差」項目を設けて、内訳の合計値と合計値との差を示している。

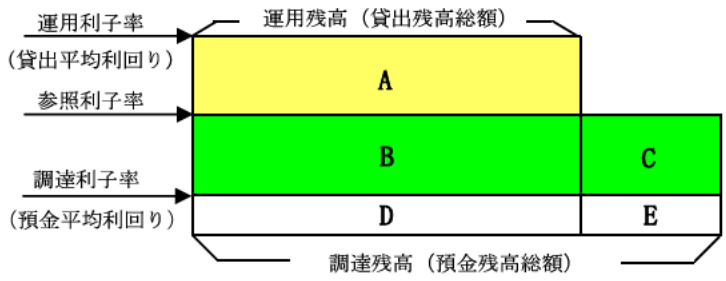
### 」 県民経済計算における実質化方式の変更

国民経済計算では「平成15年度確報」から国内総支出系列については連鎖方式によるデフレーター及び実質値を採用することとなった。また、「平成16年度確報」からは国内総生産系列に連鎖方式が採用された。

本県の県民経済計算においては、平成15年度推計まで支出系列において固定基準年方式による実質化を行っていたが、平成16年度推計から生産系列でこの連鎖方式による実質化を導入した。また、支出系列においても、平成27年度から従来の固定基準年方式から、連鎖方式による実質化を導入した。

算出の具体的方法は、主に国民経済計算の経済活動別産出額デフレーターと経済活動別中間投入デフレーターを用いて、県内産出額と県内中間投入を連鎖方式で実質化し、その差額を実質の経済活動別別県内総生産額とするダブル・デフレーション方式を用いている。

# FISIM の概要図



A+B+C : FISIM の総額 = 借り手側 FISIM + 貸し手側 FISIM  
 A : 借り手側 FISIM = (運用利率 - 参照利率) × 貸出残高総額  
 B+C : 貸し手側 FISIM = (参照利率 - 調達利率) × 預金残高総額

### ○財産所得(利子)との関係

- FISIM の導入により参照利率による貸出、預金が行われた状態となる
- 金融仲介サービスの対価として、FISIM を受払い

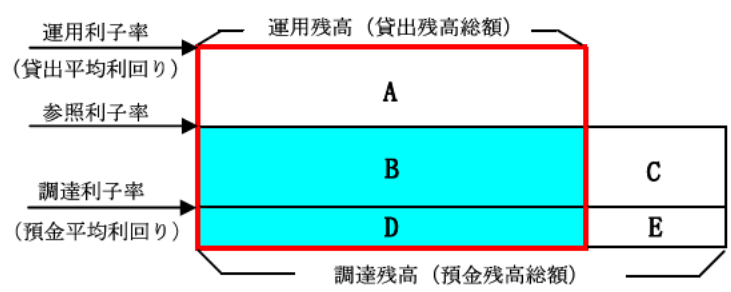
### ⇒ 非金融仲介機関(個人含む)では、

- ・ 貸出金利の支払い(借り手側 FISIM 分 A)が減少し、その分を FISIM として支払い
- ・ 預金金利の受取り(貸し手側 FISIM 分 B+C)が増加し、その分を FISIM として支払い

### ⇒ 金融仲介機関では、

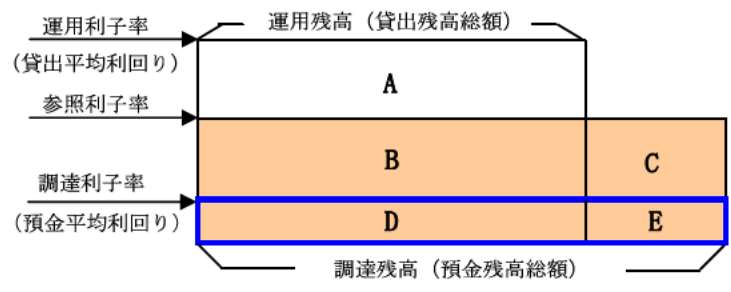
- ・ 貸出金利の受取り(借り手側 FISIM 分 A)が減少し、その分を FISIM として利益を得る
- ・ 預金金利の支払い(貸し手側 FISIM 分 B+C)が増加し、その分を FISIM として利益を得る

### (財産所得の貸出利子総額)



(凡例)  
 ○ 赤枠 : 従来の貸出利子総額 (A+B+D)  
 ○ 水色 : FISIM 導入後の貸出利子総額 (B+D)

### (財産所得の預金利子総額)



(凡例)  
 ○ 青枠 : 従来の預金利子総額 (D+E)  
 ○ オレンジ色 : FISIM 導入後の預金利子総額 (B+C+D+E)

## SNA産業分類(経済活動別分類)と日本標準産業分類の対応表

S N A 産 業 分 類	日 本 標 準 産 業 分 類
1 農 林 水 産 業 (1) 農 業  (2) 林 業  (3) 水 産 業	01 農 業 (0113 のうち「きのご類の栽培」→林業) (014 園芸サービス業→サービス業)  02 林 業 0113 野菜作農業(きのご類の栽培を含む) (うち「きのご類の栽培」)  03 漁 業 (水産養殖業を除く) 04 水産養殖業
2 鉱 業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 砕石製造業
3 製 造 業 (1) 食 料 品  (2) 繊 維  (3) パルプ・紙  (4) 化 学  (5) 石 油 ・ 石 炭 製 品  (6) 窯 業 ・ 土 石 製 品  (7) 一 次 金 属  (8) 金 属 製 品  (9) はん用・生産用・業務用機械  (10) 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス  (11) 電 気 機 械  (12) 情 報 ・ 通 信 機 器  (13) 輸 送 用 機 械  (14) 印 刷  (15) そ の 他 の 製 造 業	09 食 料 品 製 造 業 10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業 1641 脂 肪 酸 ・ 硬 化 油 ・ グ リ セ リ ン 製 造 業 (うち「硬化油(食用)」) 952 と 畜 場  11 繊 維 工 業 (1113 炭素繊維製造業→窯業・土石製品製造業)  14 パルプ・紙・紙加工品製造業 1226 繊維板製造業  16 化 学 工 業 (1641 脂 肪 酸 ・ 硬 化 油 ・ グ リ セ リ ン 製 造 業 の うち 「 硬 化 油 ( 食 用 ) 」 → 食 料 品 )  17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業  21 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 (2181 砕石製造業→鉱業) 1113 炭素繊維製造業  22 鉄 鋼 業 23 非 鉄 金 属 製 造 業  24 金 属 製 品 製 造 業  25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業  28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業  29 電 気 機 械 器 具 製 造 業  30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業  31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 (901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」)  15 印 刷 ・ 同 関 連 業  12 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 ( 家 具 を 除 く ) 13 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 2761 武器製造業 32  その他の製造業

S N A 産 業 分 類	日 本 標 準 産 業 分 類
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 (1) 電気業  (2) ガス・水道・廃棄物処理業	33 電気業  34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業 (361 上水道業のうち「船舶給水業」→運輸・郵便業) 88 廃棄物処理業
5 建 設 業	06 総合工事業 07 職別工事業(設備工事業を除く) 08 設備工事業
6 卸 売 ・ 小 売 業 (1) 卸売業  (2) 小売業	50 各種商品卸売業 } 55 その他の卸売業 959 他に分類されないサービス業(うち「卸売市場」)  56 各種商品小売業 } 58 飲食料品小売業 (5895 料理品小売業のうち「製造小売分」→食料品製造業) } 60 その他の小売業 (6033 調剤薬局のうち「調剤」→保健衛生・社会事業) 61 無店舗小売業 6421 質屋
7 運 輸 ・ 郵 便 業	361 上水道業のうち「船舶給水業」 42 鉄道業 } 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業(信書便事業を含む) 861 郵便局のうち「郵便」 693 駐車場業 (自動車の保管を目的とする駐車場→不動産業。路面上に設置される駐車場は除く) 791 旅行業
8 宿 泊 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	75 宿泊業 (うち会社の寄宿舎、学生寮等を除いた宿泊所の活動) 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 (7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」→「教育」)
9 情 報 通 信 業 (1) 通信業・放送業  (2) 映像音声文字情報制作業	37 通信業 862 郵便局受託業 38 放送業  39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
10 金 融 ・ 保 険 業 (金融業)  (保険業)	62 銀行業 } 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関(6421質屋→小売業) 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等  67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)

S N A 産 業 分 類	日 本 標 準 産 業 分 類
1 1 不 動 産 業 (住宅賃貸業)  (その他の不動産業)	692 貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸料  68 不動産取引業 691 不動産賃貸業 (貸家業、貸間業を除く) (6912 土地賃貸業を除く) 692 貸家業、貸間業 693 駐車場のうち自動車の保管を目的とする駐車場(所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を含む) 694 不動産管理業
1 2 専 門 ・ 科 学 技 術 ・ 業 務 支 援 サ ー ビ ス	70 物品賃貸業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業 (他に分類されないもの) (727 著述家・芸術家→その他サービス) 73 広告業 74 技術サービス業 (他に分類されないもの) (746 写真業→その他サービス業) 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業
1 3 公 務	97 国家公務 98 地方公務 8511 社会保険事業団体
1 4 教 育	7721 配達飲食サービスのうち「学校給食」 81 学校教育 (891 幼保連携型認定こども園のうち「保育所型」→保健衛生・社会事業) 82 その他の教育、学習支援業 (821 社会教育、823 学習塾、824 教養・技能教授業→その他のサービス) (8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」→保健衛生・社会事業)
1 5 保 健 衛 生 ・ 社 会 事 業	819 幼保連携型認定こども園のうち「保育所型」 6033 調剤薬局のうち「調剤」 8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業(8511 社会保険事業団体→公務)
1 6 そ の 他 の サ ー ビ ス	014 園芸サービス 727 著述・芸術家業 746 写真業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 (うち791旅行業→運輸・郵便業) 80 娯楽業 821 社会教育 823 学習塾 824 教養・技能教授業 86 郵便局 (8612 郵便局のうち「郵便」→運輸・郵便業、862 郵便局受託業→通信・放送業) 87 協同組合 (他に分類されないもの) 89 自動車整備業 90 機械修理業 (別掲を除く) (901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」→輸送機械製造業) 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス (952 と畜場→食料品製造業)



# 県民経済計算の推計方法

## 県内総生産（生産側、名目）

項 目	推 計 方 法
県内総生産（生産側）	<p>[1 農林水産業+〜+16 その他のサービス+18 輸入品に課される税・関税-19 総資本形成に係る消費税]</p> <p>県内総生産とは、一定期間内に県内経済部門の生産活動によって新たに付加された価値の評価額を示したもので、産出額から物的経費（中間投入）を控除したものに当たる。支払利子は、物的経費に含めない。</p>
(1) 農林水産業	[a 農業+b 林業+c 水産業]
a 農業	[ (a) 農業+ (b) 農業サービス業 ]
(a) 農業	<p>[産出額 (①農業産出額+②企業内研究開発の R&amp;D 産出額) - 中間投入額 (産出額×②中間投入比率)]</p> <p>①は「東海農林水産統計年報」による。 ②、③は「内閣府資料」による。</p>
(b) 農業サービス業	<p>[産出額 (①全国分産出額×②従業者数対全国比率) - 中間投入額 (産出額×③中間投入比率)]</p> <p>①は「内閣府資料」による。 ②は「経済センサス活動調査」による。 ③は「内閣府資料」による。</p>
b 林業	[ (a) 素材生産業+ (b) 育林業+ (c) 企業内研究開発の R&D 産出額 ]
(a) 素材生産業	<p>[産出額 (①林業産出額) - 中間投入額 (産出額×②中間投入比率)]</p> <p>①は「生産林業所得統計」による。 ②「内閣府資料」による。</p>
(b) 育林業	<p>[産出額 (①林業産出額×②「育林」生産額/「素材」生産額) - 中間投入額 (産出額×③中間投入比率)]</p> <p>①は「(a) 素材生産業」に同じ。 ②は「国産業連関表」による。 ③は「(a) 素材生産業」の②に同じ。</p>
(c) 企業内研究開発の R&D 産出額	「内閣府資料」による。
c 水産業	[ (a) 海面漁業・海面養殖業+ (b) 内水面漁業・内水面養殖業+ (c) 企業内研究開発の R&D 産出額 ]
(a) 海面漁業・海面養殖業	<p>[産出額 (①生産額) - 中間投入額 (産出額×②中間投入比率)]</p> <p>①は「東海農林水産統計年報」による。 ②は「内閣府資料」による。</p>
(b) 内水面漁業・内水面養殖業	<p>[産出額 (①生産額) - 中間投入額 (産出額×②中間投入比率)]</p> <p>①は「(a) 海面漁業・海面養殖業」の①に同じ。 ②は「(a) 海面漁業・海面養殖業」の②に同じ。</p>
(c) 企業内研究開発の R&D 産出額	「内閣府資料」による。
(2) 鉱業	<p>[産出額 (①全国分産出額×②従業者数対全国比率) - 中間投入額 (産出額×③中間投入比率)]</p> <p>①は「内閣府資料」による。 ②は「経済センサス基礎調査」による。 ③は「内閣府資料」による。</p>

項 目	推 計 方 法
(3) 製造業 a 民営分	[a 民営分+b 産業分類の組替えによる調整分+c 企業内研究開発のR&D 産出額] [産出額 (①暦年生産額×②年度転換係数) - 中間投入額 (③原材料使用額×②年度転換係数+④間接費+⑤本社経費)] ① ③は「工業統計調査」から小分類別に求める。 ②は「工業動態統計調査」の鉱工業生産指数と「日銀統計」の企業物価指数の年度値と暦年値の比率により求める。 ④は「内閣府資料」による。 ⑤は「財政金融統計月報」(法人企業統計年報特集)の販売費及び一般管理費から求めて計上する。
b 産業分類の組替えによる調整分 (a) と畜業	[ (a) と畜業 ] [①産出額-②中間投入額] ①、②は「地方公営企業決算状況調査」の公営企業・法非適用分から求める。
c 企業内研究開発のR&D 産出額	「内閣府資料」による。
(4) 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 a 電気業 (a) 電力会社	[a 電気業+b ガス・熱供給業+c 水道業+d 廃棄物処理業+e 企業内研究開発のR&D 産出額] [ (a) 電力会社+ (b) 電源開発株式会社+ (c) その他事業者 ] [産出額 (①発電部門産出額×②県分発電力量比率+③送電・配電部門産出額×④県分消費電力比率) - 中間投入額 (産出額×⑤中間投入比率)] ①、③、④は「電気事業便覧」による。 ②は「三重県統計書」による。 ⑤は「電気事業便覧」により経費関係項目の比率から求める。
(b) 電源開発株式会社	[産出額 (①営業収益) - 中間投入額 (②営業費用 - (③人件費+④減価償却費))] ①、②、③、④は「財政収支調査」による。
(c) その他事業者	[産出額 (①営業収益) - 中間投入額 (②営業費用 - (③人件費+④減価償却費))] ①、②、③、④は「県企業庁決算書」による。
b ガス・熱供給業	[産出額 (①営業収益) - 中間投入額 (②営業費用 - (③人件費+④減価償却費))] ①、②、④は「ガス事業年報」による。 ③は「財政収支調査」、「地方公営企業決算状況調査」による。
c 水道業	[産出額 (①営業収益-②受水費) - 中間投入額 (③営業費用 - (④人件費+⑤受水費+⑥減価償却費+⑦資産減耗費))] ①~⑦は「県企業庁決算書」、「地方公営企業決算状況調査」から水道・簡易水道・工業用水道について求める。
d 廃棄物処理業	[産出額 (①全国分産出額×②年度転換係数×③従業者数対全国比率) - 中間投入額 (産出額×④中間投入比率)] ①は「内閣府資料」による。 ②は「第3次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率により求める。 ③は「経済センサス活動調査」による。 ④は「内閣府資料」による。
e 企業内研究開発のR&D 産出額	「内閣府資料」による。

項 目	推 計 方 法
(5) 建設業 a 建築工事・土木工事 (a) 建築工事  (b) 土木工事 (c) 企業内研究開発 のR&D産出額 b 修繕工事	[a 建築工事・土木工事+b 修繕工事] [(a) 建築工事+(b) 土木工事+(c) 企業内研究開発のR&D産出額] [産出額 (①建設投資推計額×②出来高ベース工事高の対全国比率) －中間投入額 (産出額×③中間投入比率)] ①は「建設投資見通し」による。 ②は「建設総合統計年度報」による。 ③は「内閣府資料」による。 「a 建築工事」に同じ。 内閣府資料」による。  [産出額 (①建築工事、土木工事の産出額×②修繕費比率)－中間投入額 (産出額×③中間投入比率)] ①はa 建築工事、b 土木工事の値を使用する。 ②は「県産業連関表」による。 ③は「a 建築工事」に同じ。
(6) 卸売・小売業 a 卸売業  b 小売業 c 市場	[a 卸売業+b 小売業+c 市場] [産出額 (①年間販売額×②年度転換係数×③マージン率)－中間投入額 (産出額×④中間投入比率)+⑤企業内研究開発のR&D産出額] ①は「商業統計調査」から法人個人別に本支店間移動分を除いたものを求める。 ②は「商業動態統計調査」から指数の年度合計と暦年合計の比率により求める。 ③は「商業統計調査」から求める。なお、「法人企業統計季報」、「個人企業経済調査」を用いて補間・補外推計する。 ④、⑤は「内閣府資料」による。 「a 卸売業」に同じ。 [産出額 (①営業収益)－中間投入額 (②営業費用－③人件費)] ①、②、③は「地方公営企業決算状況調査」、「地方公営企業年鑑」による。
(7) 運輸業 a 鉄道業  b 道路運送業	[a 鉄道業+b 道路運送業+c 水運業+d その他の運輸業+e 郵便業] [産出額 (①県内営業収入額)－中間投入額 (産出額×②中間投入比率)] ①は「鉄道統計年報」「財政収支調査」「貨物・旅客地域流動調査」「内閣府資料」により求める。 ②は「内閣府資料」による。 [産出額 (①道路旅客運送業+②道路貨物輸送業)－中間投入額 (産出額×③中間投入比率)] ①は「数字でみる中部の運輸」による。 ②は「内閣府資料」の全国分産出額に「第3次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率を乗じ、さらに「自動車輸送統計年報」の輸送トン数対全国比を乗じて求める。 ③は「内閣府資料」による。 上出入貨物量 (輸移出+輸移入) 対全国比率を乗じて求める。

項 目	推 計 方 法
c 水運業	<p>[産出額 (①外洋輸送業+②沿海・内水面輸送業+③港湾運送業) - 中間投入額 (産出額×④中間投入比率)]</p> <p>①は「内閣府資料」の全国分産出額に「第3次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率を乗じ、さらに「港湾統計年報」の外国貿易貨物量(輸出)対全国比率を乗じて求める。</p> <p>②は「内閣府資料」の全国分産出額に「第3次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率を乗じ、さらに「沿海海運業」および「内陸水運業」の従業者数対全国比率を乗じて求める。</p> <p>③は「内閣府資料」の全国分産出額に「第3次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率を乗じ、さらに「港湾統計年報」の海上出入貨物量(輸移出+輸移入)対全国比率を乗じて求める。</p>
d その他の運輸業	<p>[産出額 (①貨物運送取扱業+②倉庫業+③こん包業+④道路輸送施設提供業+⑤その他の水運附帯サービス業+⑥旅行・その他の運輸附帯サービス業) - 中間投入額 (産出額×⑦中間投入比率)]</p> <p>①は「内閣府資料」の全国分産出額に「第3次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率を乗じ、さらに「貨物・旅客地域流動調査」の輸送トン数対全国比率を乗じて求める。</p> <p>②は「内閣府資料」の全国分産出額に「第3次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率を乗じ、さらに「交通関連統計資料集」の普通営業倉庫の平均月末在庫量対全国比率を乗じて求める。</p> <p>③は「内閣府資料」の全国分産出額に「第3次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率を乗じ、さらに「こん包業」の従業者数対全国比率を乗じて求める。</p> <p>④は「内閣府資料」「財政収支調査」「県道路公社決算書」「自動車駐車場年報」などにより求める。</p> <p>⑤は「内閣府資料」の全国分産出額に「第3次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率を乗じ、さらに「その他の運輸に附帯するサービス業(民営)」の従業者数対全国比率を乗じて求める。</p> <p>⑥は「内閣府資料」の全国分産出額に「第3次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率を乗じ、さらに「運送代理店」「旅行業」「運輸幹旋業」の従業者数対全国比率を乗じて求める。</p> <p>⑦は「内閣府資料」による。</p>
e 郵便業	<p>[産出額 (①全国分産出額(暦年)×②年度転換係数×③従業者数対全国比率) - 中間投入額 (産出額×④中間投入比率)]</p> <p>①、④は「内閣府資料」による。</p> <p>②は「第3次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率により求める。</p> <p>③は「経済センサス活動調査」による。</p>
(8) 宿泊・飲食サービス業	<p>[a 飲食サービス業+b 旅館その他の宿泊所]</p>
a 飲食サービス業	<p>[産出額 (①全国分産出額(暦年)×②年度転換係数×③従業者数対全国比率) - 中間投入額 (産出額×④中間投入比率)]</p> <p>①、④は「内閣府資料」による。</p> <p>②は「第3次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率により求める。</p> <p>③は「経済センサス活動調査」による。</p>
b 旅館その他の宿泊所	<p>「飲食サービス業」に同じ。</p>

項 目	推 計 方 法
(9) 情報通信業	[a 電信・電話業+b 放送業+c 情報サービス業+e 映像・文字情報制作業+f 企業内研究開発の R&D 産出額]
a 電信・電話業	[産出額 (①国内電信電話+②移動通信業+③その他の通信サービス業) - 中間投入額 (産出額×④中間投入比率)]
	<p>①は「内閣府資料」の全国分産出額に「第 3 次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率を乗じ、さらに「テレコムデータブック」の電話発信回数 (加入電話・ISDN) 対全国比率を乗じて求める。</p> <p>②は「内閣府資料」の全国分産出額に「第 3 次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率を乗じ、さらに「テレコムデータブック」の電話発信回数 (携帯電話+PHS) 数対全国比率を乗じて求める。</p> <p>③は「内閣府資料」の全国分産出額に「第 3 次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率を乗じ、さらに「有線放送電話業」および「通信に附帯するサービス業」の従業者数対全国比率を乗じて求める。</p> <p>④は「内閣府資料」による。</p>
b 放送業	<p>[産出額 (①公共放送業+②民間放送業+③有線放送業) - 中間投入額 (産出額×④中間投入比率)]</p> <p>①は「NHK 年鑑」の受信料収入+交付金収入による。</p> <p>②は「日本民間放送年鑑」の決算報告による。</p> <p>③は「内閣府資料」の全国分産出額に「第 3 次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率を乗じ、さらに「経済センサス活動調査」有線放送従業者数対全国比率を乗じて求める。</p> <p>④は「内閣府資料」による。</p>
d 情報サービス業	<p>[産出額 (①全国分産出額×②従業者数対全国比率×③年度転換比率) - 中間投入額 (産出額×④中間投入比率)]</p> <p>② ④は「内閣府資料」による。</p> <p>③は「経済センサス活動調査」による。</p> <p>④は「第 3 次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率により求める。</p>
e 映像・文字情報制作業	[(a) 新聞・出版業+(b) 他の映像・文字情報制作業]
(a) 新聞・出版業	<p>[①産出額-②中間投入額]</p> <p>①、②は平成 13 年度値を新聞及び書籍・雑誌の発行部数 (新聞年鑑、出版年鑑) で延長推計する。</p>
(b) 他の映像・文字情報制作業	<p>[産出額 (①全国分産出額×②従業者数対全国比率×③年度転換比率) - 中間投入額 (産出額×④中間投入比率)]</p> <p>② ④は「内閣府資料」による。</p> <p>③は「経済センサス活動調査」による。</p> <p>④は「第 3 次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率により求める。</p>
f 企業内研究開発の R&D 産出額	「内閣府資料」による。

項 目	推 計 方 法
(10) 金融・保険業	[a 金融業 + b 保険業]
a 金融業	[(a) 仲介型金融機関 + (b) 非仲介型金融機関] (県内事業所がある機関のみ)
(a) 仲介型金融機関	[ア FISIM + イ手数料]
ア FISIM	[産出額 (7) 借り手側 FISIM 産出額 + (i) 貸し手側 FISIM 産出額) - 中間投入額 (産出額 × ① 中間投入比率)] (7) は「② 全国計数 × ③ 貸出残高合計の対全国比率」 (i) は「② 全国計数 × ④ 預金残高合計の対全国比率」 ①、②、③、④は「内閣府資料」による。
イ手数料	[産出額 (① 全国係数 × ② 貸出残高と預金残高の合計の対全国比率) - 中間投入額 (産出額 × ③ 中間投入比率)] ①、②、③は「内閣府資料」による。
(b) 非仲介型金融機関	[(a) イ手数料]に同じ
b 保険業	[(a) 生命保険 + (b) 年金基金 + (c) 非生命保険]
(a) 生命保険	[ア 民間生命保険及び民間共済保険 + イ かんぽ生命保険]
ア 民間生命保険及び民間共済保険	[産出額 (① 全国分産出額 × ② 保有契約高 (個人保険 + 団体保険) の対全国比率) - 中間投入額 (産出額 × ③ 中間投入比率)] ①、③は「内閣府資料」による。 ②は「生命保険事業概況」による。
イ かんぽ生命保険	[産出額 (① 全国分産出額 × ② 保有契約高の対全国比率) - 中間投入額 (産出額 × ③ 中間投入比率)] ①、③は「内閣府資料」による。 ②は「旧日本郵政公社統計データ (簡易保険編)」による。
(b) 年金基金	[ア 厚生年金基金・同連合会、適格退職年金、確定給付企業年金 + イ 勤労者退職金共済機構 + ウ 石炭鉱業年金基金、国民年金基金・同連合会 + エ 中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定]
ア 厚生年金基金・同連合会、適格退職年金、確定給付企業年金	[産出額 (① 全国分産出額 × ② 厚生年金加入者数の対全国比率) - 中間投入額 (産出額 × ③ 中間投入比率)] ①、③は「内閣府資料」による。 ②は「厚生年金保険・国民年金事業状況」による。
イ 勤労者退職金共済機構	[産出額 (① 全国分産出額 × ② 各共済事業加入者数の対全国比率) - 中間投入額 (産出額 × ③ 中間投入比率)] ①、②、③は「内閣府資料」による。
ウ 石炭鉱業年金基金、国民年金基金・同連合会	[産出額 (① 全国分産出額 × ② 国民年金加入者数の対全国比率) - 中間投入額 (産出額 × ③ 中間投入比率)] ①、③は「内閣府資料」による。 ②は「厚生年金保険・国民年金事業状況」による。
エ 中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定	[産出額 (① 全国分産出額 × ② 加入者数の対全国比率) - 中間投入額 (産出額 × ③ 中間投入比率)] ① ②、③は「内閣府資料」による。 ②
(c) 非生命保険	[ア 本邦損害保険会社など + イ 交通災害共済事業]
ア 本邦損害保険会社など	[産出額 ((7) 県分保険料 - (i) 県分保険金 - (j) 責任準備金純増 + (エ) 財産運用純益 + (オ) 代理業務手数料) - 中間投入額 (産出額 × ① 中間投入比率)] (7) (i) (j) (エ) (オ) は「② 全国計数 × ③ 対全国比率」 ①、②は「内閣府資料」による。 ③は「損害保険料率算出機構統計集」による。
イ 交通災害共済事業	[産出額 (共済掛金収入 - ② 共済見舞金 - ③ 繰入金 + ④ 財産運用純益) - 中間投入額 (産出額 × ⑤ 中間投入比率)] ⑤ ②、③、④は「地方財政状況調査」による。 ⑤は「内閣府資料」による。

項 目	推 計 方 法
(11) 不動産業	[a 住宅賃貸業+b 不動産仲介業+c 不動産賃貸業]
a 住宅賃貸業	[産出額 (①総家賃) - 中間投入額 (産出額×②中間投入比率)] ①は支出系列で推計した数値を使用する。 ②は「内閣府資料」による。
b 不動産仲介業	[産出額 (①全国分産出額×②年度転換係数×③従業者数対全国比率) - 中間投入額 (産出額×④中間投入比率)] ①、④は「内閣府資料」による。 ②は「第3次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率により求める。 ③は「経済センサス活動調査」による。
c 不動産賃貸業	[産出額 (①全国分産出額×②年度転換係数×③従業者数対全国比率) - 中間投入額 (産出額×④中間投入比率)] ①、④は「内閣府資料」による。 ②は「第3次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率により求める。 ③は「経済センサス活動調査」による。
(12) 専門・科学技術、 業務支援サービス業	[a 研究開発サービス+b 広告業+c 物品賃貸サービス業+d その他の 対事業者サービス業+e 獣医業+f(政府)学術研究+g(非営利)自然・人文 科学研究機関]
a 研究開発サービス	[産出額 (①全国分産出額 (暦年) ×②年度転換係数×③従業者数対 全国比率) - 中間投入額 (産出額×④中間投入比率)] ①、④は「内閣府資料」による。 ②は「第3次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率により求める。 ③は「経済センサス活動調査」による。
b 広告業	「研究開発サービス」に同じ。
c 物品賃貸サービス 業	「研究開発サービス」に同じ。
d その他の対事業者 サービス業	「研究開発サービス」に同じ。
e 獣医業	[産出額 (①全国分産出額×②従業者数対全国比率) - 中間投入額 (産 出額×③中間投入比率)] ①は「内閣府資料」による。 ②は「獣医師の届出状況」による。 ③は「内閣府資料」による。
f(政府)学術研究	[産出額 (①雇用者報酬+②中間投入+③固定資本減耗+④生産・輸 入品に課される税) - 中間投入額] ①、②、③、④は、国は「財政収支調査」、県は「地方財政状況調 査」「歳入歳出決算調書」「公有財産表」および各機関決算書、市 町は「地方財政状況調査」「公共施設状況調査表」「地方公営企業 決算状況調査」および各機関決算書などによる。
g(非営利)自然・人文 科学研究機関	[産出額 (①全国分産出額×②従業者数対全国比率) - 中間投入額 (産 出額×③中間投入比率)] ①、③は「内閣府資料」による。 ②は「経済センサス活動調査」による。

項 目	推 計 方 法
(13) 公務	<p>[非市場生産者（政府）]  [産出額（①雇用者報酬+②中間投入+③固定資本減耗+④生産・輸入品に課される税）－中間投入額]  ①、②、③、④は、国は「財政収支調査」、県は「地方財政状況調査」「歳入歳出決算調書」「公有財産表」および各機関決算書、市町は「地方財政状況調査」「公共施設状況調査表」「地方公営企業決算状況調査」および各機関決算書などによる。</p>
(14) 教育	<p>[a 教育+b（政府）教育+c（非営利）教育]  [産出額（①全国分産出額（暦年）×②年度転換係数×③従業者数対全国比率）－中間投入額（産出額×④中間投入比率）]  ①、④は「内閣府資料」による。  ②は「第3次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率により求める。  ③は「経済センサス活動調査」による。</p>
a 教育	<p>[産出額（①雇用者報酬+②中間投入+③固定資本減耗+④生産・輸入品に課される税）－中間投入額]  ①、②、③、④は、国は「財政収支調査」、県は「地方財政状況調査」「歳入歳出決算調書」「公有財産表」および各機関決算書、市町は「地方財政状況調査」「公共施設状況調査表」「地方公営企業決算状況調査」および各機関決算書などによる。</p>
b（政府）教育	<p>[産出額（①雇用者報酬+②中間投入+③固定資本減耗+④生産・輸入品に課される税）－中間投入額]  ①、②、③、④は、国は「財政収支調査」、県は「地方財政状況調査」「歳入歳出決算調書」「公有財産表」および各機関決算書、市町は「地方財政状況調査」「公共施設状況調査表」「地方公営企業決算状況調査」および各機関決算書などによる。</p>
c（非営利）教育	<p>[産出額（①全国分産出額×②従業者数対全国比率）－中間投入額（産出額×③中間投入比率）]  ①、③は「内閣府資料」による。  ②は「経済センサス活動調査」による。</p>
(15) 保健衛生・社会事業	<p>[a 医療・保健+b 介護+c（政府）保健衛生、社会福祉+d（非営利）社会福祉]  [産出額（①総医療費+②企業内研究開発の R&amp;D 産出額）－中間投入額（産出額×③中間投入比率）]  ①は「国民医療費概況」「基金月報（社会保険診療報酬支払基金）」「三重県統計書」「事業年報（旧社会保険庁）」「後期高齢者医療事業年報」などにより公費負担分、保険者等負担分、患者負担分、正常分娩費、差額室料等を合計して求める。  ②、③は「内閣府資料」による。</p>
a 医療・保健	<p>[産出額（①総医療費+②企業内研究開発の R&amp;D 産出額）－中間投入額（産出額×③中間投入比率）]  ①は「国民医療費概況」「基金月報（社会保険診療報酬支払基金）」「三重県統計書」「事業年報（旧社会保険庁）」「後期高齢者医療事業年報」などにより公費負担分、保険者等負担分、患者負担分、正常分娩費、差額室料等を合計して求める。  ②、③は「内閣府資料」による。</p>
b 介護	<p>[産出額（①総介護サービス費）－中間投入額（産出額×②中間投入比率）]  ①は「介護保険事業報告」により保険給付分、公費負担分、利用者負担分を合計して求める。  ②は「内閣府資料」による。</p>
c（政府）保健衛生、社会福祉	<p>[産出額（①雇用者報酬+②中間投入+③固定資本減耗+④生産・輸入品に課される税）－中間投入額]  ①、②、③、④は、国は「財政収支調査」、県は「地方財政状況調査」「歳入歳出決算調書」「公有財産表」および各機関決算書、市町は「地方財政状況調査」「公共施設状況調査表」「地方公営企業決算状況調査」および各機関決算書などによる。</p>
d（非営利）社会福祉	<p>[産出額（①全国分産出額×②従業者数対全国比率）－中間投入額（産出額×③中間投入比率）]  ①、③は「内閣府資料」による。  ②は「経済センサス活動調査」による。</p>



項 目	推 計 方 法
(16) その他のサービス	[a 自動車整備・機械修理業+b 会員制企業団体+c 娯楽業+d 洗濯・理容・美容・浴場業+e その他の対個人サービス業+f (政府) 社会教育+g (非営利) 社会教育+h (非営利) その他]
a 自動車整備・機械修理業	[産出額 (①全国分産出額 (暦年) × ②年度転換係数 × ③対全国比率) - 中間投入額 (産出額 × ④中間投入比率)] ①、④は「内閣府資料」による。 ②は「第3次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率により求める。 ③自動車整備業については、「交通関連統計資料集」より自動車保有車両数対全国比率による。機械修理業については、毎月勤労統計の常用雇用者1人平均月間現金給与の対全国比率による。
b 会員制企業団体	[産出額 (①全国分産出額 (暦年) × ②年度転換係数 × ③対全国比率) - 中間投入額 (産出額 × ④中間投入比率)] ①、④は「内閣府資料」による。 ②は「第3次産業活動指数」の年度値と暦年値の比率により求める。 ③毎月勤労統計の常用雇用者1人平均月間現金給与の対全国比率による。
c 娯楽業	「会員制企業団体」に同じ。
d 洗濯・理容・美容・浴場業	「会員制企業団体」に同じ。
e その他の対個人サービス業	「会員制企業団体」に同じ。
f (政府) 社会教育	[産出額 (①雇用者報酬+②中間投入+③固定資本減耗+④生産・輸入品に課される税) - 中間投入額] ①、②、③、④は、国は「財政収支調査」、県は「地方財政状況調査」「歳入歳出決算調書」「公有財産表」および各機関決算書、市町は「地方財政状況調査」「公共施設状況調査表」「地方公営企業決算状況調査」および各機関決算書などによる。
g (非営利) 社会教育	[産出額 (①全国分産出額 × ②従業者数対全国比率) - 中間投入額 (産出額 × ③中間投入比率)]
h (非営利) その他	「非営利) 社会教育」に同じ。
(17) 輸入品に課される税・関税	[①全国輸入税額 × ②県内総生産の対全国比率] ①は「国民経済計算年報」による。 (資料上の制約により暦年値を代用) ②は経済活動別県内総生産の「小計」(産業+政府サービス生産者+対家計民間非営利サービス生産者)を全国の当該計数で按分して求める。
(18) (控除) 総資本形成に係る消費税	設備投資および在庫投資の消費税控除額を合計する。
(19) 補助金	[①全国分の当該計数 × ②経済活動別県内総生産の対全国比率] ①は「国民経済計算年報」「内閣府資料」により経済活動別に求める。 (資料上の制約により暦年値を代用) ②は経済活動別に県内総生産を国内総生産で按分して求める。

## 県内総生産（生産側、支出側、実質）連鎖方式

項 目	推 計 方 法
県連鎖実質値	<p>[連鎖実質経済活動別総生産額＝連鎖実質産出額－連鎖実質中間投入額(ダブルデフレーション方式)]</p> <p>連鎖方式による実質産出額等の推計方法は以下のとおり。</p> <p>① 国の経済活動別暦年連鎖デフレーター(以下 DF)×年度転換率</p> <p>② 当年度県名目値÷(当年度連鎖 DF÷前年度連鎖 DF) ＝前年度固定基準の当年度実質値</p> <p>③ 前年度固定基準の当年度実質値(②)÷前年度県名目値 ＝連鎖実質の対前年度増加率</p> <p>④ 参照年となる平成23年度の実質値を求める。 (平成23年度名目値÷平成23年度連鎖 DF)</p> <p>⑤ 平成23年度連鎖実質値(④)×各年度伸び率(③) ＝平成24年度以降連鎖実質値 平成23年度連鎖実質値(④)÷各年度伸び率(③) ＝平成22年度以前連鎖実質値</p> <p>①は「国民経済計算確報」、「産出投入物価指数(日本銀行)」、「国内企業物価指数(日本銀行)」、「企業向けサービス価格指数(日本銀行)」、「建設工事 DF」(国土交通省)による。</p>
県経済活動別連鎖 DF	県名目値÷県連鎖実質値

## 在庫品評価調整

項 目	推 計 方 法
在庫品評価調整額	[名目在庫品増加（調整前）－名目在庫品増加（調整後）] ※ 国の中間投入比率を利用する場合は在庫品調整する必要はない。
1 民 間	
(1) 民間法人	
a 製造業	[①名目在庫品増加（調整前）－②名目在庫品増加（調整後）] × ③ 製造品出荷額等の法人分割 ①は「経済センサス活動調査」により求める。 ②は、(④年末実質在庫残高－⑤年初実質在庫残高) × ⑥期中平均価格。 ③、④、⑤、⑥は「経済センサス活動調査」「製造業部門別投入・産出価格指数」により求める。
(2) 個人企業	
a 製造業	[①名目在庫品増加（調整前）－②名目在庫品増加（調整後）] × ③ 製造品出荷額等の個人分割 ①、②は「(1) 民間法人 a 製造業」に同じ。 ③は「経済センサス活動調査」により求める。

## 県民所得および県民可処分所得の分配

項 目	推 計 方 法
県民所得	[1 県民雇用者報酬 + 2 財産所得（非企業部門） + 3 企業所得]  ※県民所得および県民可処分所得の分配は、県内居住者が一定期間にたずさわった生産活動によって発生した純付加価値額を、生産要素と制度部門別を折衷した分類項目で表示したものであって、制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組み替え表示することによってとらえられる。
1 県民雇用者報酬 (1) 賃金・俸給  (2) 雇主の社会負担 a 雇主の現実社会負担 b 雇主の帰属社会負担	[ (1) 賃金・俸給 + (2) 雇主の社会負担 (a 雇主の現実社会負担 + b 雇主の帰属社会負担) ] 制度部門別所得支出勘定における「家計」部門の受取である県民ベースの雇用者報酬を (1)、(2) a、(2) b の内訳別に計上する。  ※雇用者とは、県内に常時居住地を有し、産業、政府サービス生産者を含むあらゆる生産活動に常雇・日雇を問わず従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従事者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も雇用者に含まれる。
2 財産所得 （非企業部門） (1) 一般政府  (2) 家計  (3) 対家計 民間非営利団体	[ (1) 一般政府 + (2) 家計 + (3) 対家計民間非営利団体 ] 制度部門別所得支出勘定における「一般政府」、「家計」、「対家計民間非営利団体」の財産所得（利子・配当・保険契約者に帰属する財産所得・賃貸料）の受取と支払をそれぞれ計上する。  ※財産所得とは、「利子」、「法人企業の分配所得」、「保険契約者に帰属する財産所得」及び「賃貸料」の四つからなっている。これらは発生主義でとらえ、「利子」、「賃貸料」については支払義務発生時点で、「法人企業の分配所得」、「保険契約者に帰属する財産所得」についても配当金などの広告あるいは利潤獲得時ではなく、その支払いの義務発生時点で計上している。
3 企業所得 (1) 民間法人企業 a 非金融法人企業 b 金融機関  (2) 公的企業 a 非金融法人企業 b 金融機関  (3) 個人企業 a 農林水産業 b その他の産業 c 持ち家	[ (1) 民間法人企業 + (2) 公的企業 + (3) 個人企業 ] 制度部門別所得支出勘定における制度部門「非金融法人企業（民間分を分離）」と「金融機関（民間分）」の【営業余剰+受け取り財産所得-支払財産所得】を計上する。 制度部門別所得支出勘定における制度部門「非金融法人企業（公的分を分離）」と「金融機関（公的分）」の【営業余剰+受け取り財産所得-支払財産所得】を計上する。  [a 農林水産業 + b その他の産業 + c 持ち家] 制度部門別所得支出勘定における制度部門「家計」に含まれる個人企業「農林水産業」「その他の産業」「持ち家」について、それぞれ【営業余剰-支払財産所得】を計上する。  ※企業所得とは、その企業の営業利益から負債利子などの営業外費用を支払い、逆に他社からの株式配当などの営業外収益を加えたいわゆる経常利益に近い概念といえる。

## 制度部門別所得支出勘定

項 目	推 計 方 法
1 雇用者報酬	「家計」の受取に計上する。
(1) 賃金・俸給	[a 現金・現物給与+b 役員報酬(給与・賞与)+c 議員歳費等+d 給与住宅差額家賃]
a 現金・現物給与	[ (a) 現金給与 + (b) 現物給与 ]
(a) 現金給与	[ (ア) 現金給与 + (イ) 現物給与 ]
ア 農林水産業	[ (ア) 農林水産業 + (イ) 農林水産業以外の産業 ]
(ア) 農業	[ (ア) 農業 + (イ) 林業 + (ウ) 水産業 + (エ) 有給家族従業者所得 ]
(イ) 林業	[ ① 農業県内総生産 × ② 農業雇用労賃 ÷ ( ③ 農業粗収益 - ④ 諸費用 ) ]
(ウ) 水産業	[ ① 林業県内総生産 × ② 林業雇用労賃 ÷ ( ③ 林業粗収益 - ④ 諸費用 ) ]
(エ) 有給家族従業者所得	[ ① 漁業経営体数 × ( ② 漁業収入 - ③ 漁業支出 + ④ 雇用労賃 ) ] それぞれ①、②、③、④は「生産系列」より。 [ ① 有給家族従業者 1 人当たり年間平均所得 × ② 有給家族従業者数 ] ①は「毎月勤労統計地方調査」(常用雇用者数の 29 人以下規模の事業所の 1 人当たり年間平均現金給与額)による。 ②は「国勢調査」、「内閣府資料」による。
イ 農林水産業以外の産業	[ (ア) 公務・教育以外の産業 + (イ) 公務・教育 ]
(ア) 公務・教育以外の産業	[ a' 常用雇用者所得 + b' 臨時日雇労働者所得 ]
a' 常用雇用者所得	[ ① 常用雇用者数 × ② 1 人当たり現金給与総額 ] ①は「国勢調査」、「毎月勤労統計調査」、「学校基本調査」による。 なお、副業を含めて推計するため、以下により雇用者数に副業者数を加算する(また「国勢調査」の項目のうち不詳分は按分加算する(以下、同様に按分加算))。 雇用者数 = 産業別雇用者数 × ( 1 + ③ 二重雇用比率 ( 本業以外の雇用者数 ÷ 本業の雇用者数 ) ) ②は「毎月勤労統計地方調査」、「経済センサス基礎調査」、「内閣府資料」による。 1 人当たり現金給与額 = ( 30 人以上の 1 人当たり現金給与額 × 30 人以上の常用雇用者数 + 29 人以下の 1 人当たり現金給与額 × 29 人以下の常用雇用者数 ) / ( 30 人以上の常用雇用者数 + 29 人以下の常用雇用者数 ) ③は「内閣府資料」による。
b' 臨時日雇労働者所得	[ ① 日雇労働者数 × ② 日雇労働者 1 人当たり所得 ] ①は「国勢調査」、「経済センサス活動調査」による。 ②は「賃金構造基本統計調査」による。
(イ) 公務・教育	「国家公務員給与等実態調査報告書」、「地方公務員給与の実態調査」、「県人事委員会勧告・報告概要」による。
(b) 現物給与	[ ① 1 人当たり現金給与総額 × ② 現物給与比率 ] ①は「a 現金・現物給与」による。 ②は「内閣府資料」による。
b 役員報酬(給与・賞与)	[ ① 1 人当たりの現金給与額 × ② 役員と従業員の給与格差 × ③ 役員数 ] ①は「a 現金・現物給与」による。 ②は「内閣府資料」による。 ③は、役員数に二重雇用比率を乗じて求める。なお、役員数は「国勢調査」、二重雇用比率は「内閣府資料」による。

項 目	推 計 方 法
c 議員歳費等	「市町別決算の概要（普通会計）」、「地方財政状況調査」による。
d 給与住宅差額家賃	<p>[(①1㎡当たり市中家賃－②1㎡当たり給与住宅家賃) × ③給与住宅床面積]</p> <p>①は支出系列による。 ②、③は「住宅・土地統計調査」による。</p>
(2) 雇主の社会負担	[a 雇主の現実社会負担＋b 雇主の帰属社会負担]
a 雇主の現実社会負担	<p>[(a) 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担 ＋ (b) その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担]</p> <p>※ (a) 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担とは、一般政府に格付けされる社会保障基金への雇主の負担額であり、(b) その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担とは、金融機関である年金基金への雇主の負担額となる。</p>
(a) 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担	[ア特別会計＋イ共済組合＋ウ組合管掌健康保険＋エ子ども手当＋オ社会保障基金]
ア特別会計	
(ア) 厚生保険	[(ア) 厚生保険＋(イ) 労働保険]
a' 政府管掌健康保険	[a' 政府管掌健康保険＋b' 厚生年金]
b' 厚生年金	「事業年報（全国健康保険協会）」より負担を求める。
(イ) 労働保険	「厚生年金保険・国民年金事業状況」より負担を求める。
a' 労働者災害補償保険	[a' 労働者災害補償保険＋b' 雇用保険（旧失業保険）]
b' 雇用保険	「三重県統計書」より求める。
イ共済組合	「雇用保険事業年報」より負担を求める。
(ア) 国家公務員共済組合・同連合会	[（ア）国家公務員共済組合・同連合会 ＋ （イ）地方公務員共済組合・同連合会 ＋ （ウ）その他]
(イ) 地方公務員共済組合・同連合会	「国民経済計算年報」、「国家公務員給与等実態調査報告書」より求める。
(ウ) その他	「国民経済計算年報」、「地方公務員給与の実態」より求める。
a' 私立学校振興・共済事業団	[a' 私立学校振興・共済事業団＋b' 地方議会議員共済会＋c' 農林漁業団体職員共済組合]
b' 地方議会議員共済会	「国民経済計算年報」より求める。
c' 農林漁業団体職員共済組合	
ウ組合管掌健康保険	
エ子ども手当	「子ども手当事業年報」より求める。
オ社会保障基金	[（ア）地方公務員災害補償基金＋（イ）消防団員等公務災害補償等共済基金]

項 目	推 計 方 法
(ア) 地方公務員 災害補償 基金	「内閣府資料」、「地方公務員給与の実態」より求める。
(イ) 消防団員等 公務災害 補償等 共済基金	「内閣府資料」、「消防白書」より求める。
(b) その他の社会保 険制度に係る 雇主の現実社 会負担	[ア確定給付型企业年金と発生主義により記録する退職一時金 +イ確定拠出型企业年金]
ア確定給付型企業 年金と発生主義 により記録する 退職一時金	[(ア) 厚生年金基金・同連合会 + (イ) 適格退職年金 + (ウ) 確 定給付型企业年金 + (エ) 退職一時金 (民間分)]
(ア) 厚生年金基金 ・同連合会	「内閣府資料」、「厚生年金保険・国民年金事業状況」より求める。
(イ) 適格退職年金	「内閣府資料」、「厚生年金保険・国民年金事業状況」より求める (但 し、平成 24 年 3 月まで)。
(ウ) 確定給付型企 業年金	「内閣府資料」、「厚生年金保険・国民年金事業状況」より求める。
(エ) 退職一時金 (民間分)	[①源泉所得税表の民間分退職金支払総額－②退職金共済支払額＋ ③退職金共済掛金] ①は「統計年報 (国税庁)」による。 ②、③は中小企業退職金共済事業団、建設業退職金共済組合、清 酒製造退職金共済組合、林業退職金共済組合の合計値。
イ確定拠出型企業 年金	[(ア) 勤労者退職金共済機構 + (イ) 中小企業基盤整備機構 小規模 企業共済勘定 + (ウ) 国家公務員共済組合 退職等年金経理 + (エ) 地方公務員共済組合 (警察共済組合、公立学校共済組合を含む) 退 職等年金給付調整経理 + (オ) 日本私立学校振興・共済事業団 退職 等年金給付勘定 + (カ) 確定拠出年金 (企業型)]
(ア) 勤労者退職金 共済機構	「内閣府資料」、「統計資料 (勤労者退職金共済機構)」より求める。
(イ) 中小企業基盤 整備機構 小規 模企業共済勘 定	「内閣府資料」より求める。
(ウ) 国家公務員共 済組合 退職等 年金経理	「内閣府資料」より求める (但し、平成 27 年 10 月より)。
(エ) 地方公務員共 済組合 (警察共 済組合、公立学 校共済組合を 含む) 退職等 年金給付調整 経理	「内閣府資料」より求める (但し、平成 27 年 10 月より)。

項 目	推 計 方 法
(オ) 日本私立学校振興・共済事業団 退職等年金 給付勘定	「内閣府資料」より求める（但し、平成 27 年 10 月より）。
(カ) 確定拠出年金（企業型）	「内閣府資料」より求める。
b 雇主の帰属社会負担	<p>[ (a) 雇主の帰属年金負担 + (b) 雇主の帰属非年金負担 ]</p> <p>※ (a) 雇主の帰属年金負担とは、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度（雇用関係をベースとした社会保険制度）のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関して、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、これら制度の運営費（「年金制度の手数料」）を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものの。</p> <p>(b) 雇主の帰属非年金負担は発生主義での記録を行わない退職一時金の支給や、雇主が基金等の特別の準備をすることなく無基金で雇用者に福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）を支払うもの。</p>
(a) 雇主の帰属年金負担	[ア現在勤務増分（年金制度の手数料も含む）－イ確定給付型年金に関わる雇主の現実年金負担]
ア現在勤務増分（年金制度の手数料も含む）	「内閣府資料」、「厚生年金保険・国民年金事業状況」より求める。
イ確定給付型年金に関わる雇主の現実年金負担	「1 雇用者報酬 (2) 雇主の社会負担 a 雇主の現実社会負担」における「イ確定拠出型企業年金」に「ア確定給付型企業年金と発生主義により記録する退職一時金」のうち「(エ) 退職一時金（民間分）」を加えたもの
(b) 雇主の帰属非年金負担	[ア退職一時金（政府分）＋イ公務災害補償費＋ウその他]
ア退職一時金（政府分）	財政から支払われる退職手当のことで、「国民経済計算年報」、「地方財政状況調査」より求める。
イ公務災害補償費	「国家公務員給与等実態調査報告書」、「国民経済計算年報」、「地方財政状況調査」より求める。
ウその他	<p>[①現金給与×②現金給与に対する「その他」の割合]</p> <p>①は常勤役員を含む農林水産業、公務以外の産業の現金給与。 ②は「内閣府資料」による。</p> <p>※その他とは、上記以外の雇用者福祉のためにする雇主負担で、代表的なものは次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○労災保険適用前の法定補償</li> <li>○交通傷害保険</li> <li>○損害保険会社による労働災害補償責任保険</li> <li>○健康保険への上積保険</li> <li>○団体生命保険等の保険料</li> <li>○勤労者財産形成貯蓄制度に対する奨励金・給付金</li> </ul>



項 目	推 計 方 法
2 営業余剰・混合所得	<p>生産系列において推計された経済活動別営業余剰・混合所得を、分配系列で関係(人的)資料を用いて、非金融法人(民間と公的に区分)、金融機関(民間と公的に区分)、家計(個人企業〔農林水産業、その他の産業、持ち家に区分〕を含む)の各制度部門別に分割し、制度部門別営業余剰・混合所得(在庫品評価調整後)を求める。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR     A[生産系列営業余剰] --- B[非金融法人企業]     A --- C[金融機関]     A --- D[家計(個人企業)]     B --- B1[民間]     B --- B2[公的]     C --- C1[民間]     C --- C2[公的]     D --- D1[農林水産業]     D --- D2[その他の産業]     D --- D3[持ち家] </pre> </div> <p>この場合、各制度部門と経済活動部門の推計単位が一致している部分については、各経済活動別営業余剰・混合所得を、直接各制度部門の営業余剰・混合所得に計上する。…………… (a)</p> <p>直接制度部門に分類できない部分については、別途、関連資料から推計する。</p> <p>まず家計(個人企業)のうち、農林水産業及びその他の産業の営業余剰・混合所得を関連資料から推計する。…………… (b)</p> <p>残りを民間非金融法人企業の営業余剰とする。…………… (c)</p> <p>※「営業余剰」とは、「法人企業が借入れや貸し出しを行っている金融資産または有形非生産資産への支払可能な利子、賃貸料または同種の料金を考慮する前に、法人企業が生産から発生する黒字・赤字を計測するもの」(国連 93SNA)と定義される。なお、家計(個人企業)のそれは「混合所得」という。これを受けて93SNAにおいては、従来までの営業余剰のみの概念から、家計部門においては、新たに混合所得という概念を導入する。</p> <p>(1) 非金融法人企業 (民間法人企業) (公的企業)</p> <p>[民間法人企業+公的企業] [営業余剰総額 - (a) - (b)]</p> <p>[①公的非金融法人営業余剰(在評前) × ②財政按分指標] ①は「内閣府資料」による。 ②は「郵便貯金貸付金額の対全国比率」。</p> <p>(2) 金融機関 (民間法人企業) (公的企業)</p> <p>[民間法人+公的企業] 生産系列の民間金融・保険業営業余剰</p> <p>生産系列の公的金融・保険業営業余剰</p>

項 目	推 計 方 法
(3) 家計（個人企業） （農林水産業）	[農林水産業＋その他の産業＋持ち家] [①農林水産業純生産（要素費用表示）－②農林水産業（内ベース） 雇用者報酬－③農林水産業民間法人企業営業余剰] ①は生産系列の推計より。 ②は「1雇用者報酬」の計数を内ベースに転換する。 ③は生産系列の計数、「国民経済計算年報」より求める。
（その他の産業）	[(a) 本業混合所得 ＋ (b) 内職混合所得＋ (c) 兼業混合所得－ (d) 有給家族従業者給与]
（a）本業混合所得	[①1個人企業当たり混合所得×②個人企業数] ①は製造業及び卸売・小売業については「税務統計書」の個人事業税申告企業の申告所得金額から求め、鉱業及び製造業は、製造業を、それ以外の産業は、卸売・小売業をベースとして、「内閣府資料」により産業間格差を求めて乗じる。 ②は「国勢調査」による。
（b）内職混合所得	[①1個人企業当たり混合所得×②内職所得比率×③内職者数] ①は「税務統計書」により求める（製造業、サービス業のみ）。 ②は「内閣府資料」による。 ③は「国勢調査」による。
（c）兼業混合所得	[①産業別個人企業混合所得（本業）× ②産業別兼業比率] ①は「(a) 本業混合所得」による。 ②は「内閣府資料」による。
（d）有給家族 従業者給与	1雇用者報酬の c' 有給家族従業者給与を用いる。
（持ち家） 住宅の自己所有 による帰属営業 余剰	[①生産額×②営業余剰比率×③持ち家分比率] ①は「住宅・土地統計調査」による市中平均 1㎡当たり家賃をベースに「県消費者物価指数（家賃）」により延長推計した家賃を求め、これに「住宅・土地統計調査」をベースに求めた住宅床面積を乗じて求める。 ②は「内閣府資料」による。 ③は「住宅・土地統計調査」をベースとして補間・補外推計した所有関係別延面積のうち、持ち家分の比率による。
3 財産所得	各制度部門の支払と受取に各項目をそれぞれ計上する。
(1) 非金融法人企業 （民間法人企業）	
a 支払	
（a）利子	[①全国計数×②県営業余剰÷③全国営業余剰] ①、③は「内閣府資料」による。 ②は「2 営業余剰・混合所得（1）非金融法人企業（民間法人企業）」による。
（b）法人企業の 分配所得	「a 支払（a）利子」に同じ。
（c）賃貸料	[支払純地代（支払粗地代－借地分土地税）＋ 著作権・特許権等使用料] $\text{支払粗地代} = \text{全国計数} \times \frac{\text{県法人決定価格}}{\text{全国法人決定価格}}$ 県及び全国法人決定価格 …… 「固定資産の価格等の概要調査（総務省）」

項 目	推 計 方 法
	借地分土地税＝①土地税×②借地分割合×③支払粗地代割合 ①は「市町村税の概要」による。 ②は「住宅・土地統計調査」による。 ③は、支払粗地代の各制度部門合計から「一般政府部門」を控除した額のうち、「非金融法人企業部門」の割合。 著作権・特許権等使用料＝全国計数×総生産額の対全国比率
b 受取	
(a) 利子	「a 支払 (a) 利子」と同様。
(b) 法人企業の 分配所得	「a 支払 (b) 法人企業の分配所得」と同様。
(c) 保険契約者に帰 属する投資所得	[ア非生命保険分＋イ定型保証分]
ア非生命保険 分	[①全国計数×②県の各制度部門別非生命保険純保険料 ÷③国の各制度部門別非生命保険純保険料] ①は「内閣府資料」による。 ②、③は生産系列の推計より。
イ定型保証分	「県信用保証協会財務諸表」、「内閣府資料」による ※民間のみ推計
(d) 賃貸料	[受取純地代（受取粗地代－借地分土地税）＋ 著作権・特許権等使 用料] 受取純地代は「a 支払 (c) 賃貸料 支払純地代」と同様。 借地分土地税は「a 支払 (c) 賃貸料 借地分土地税」と同様。 著作権・特許権等使用料＝全国計数 ×特許権等出願件数の対全国比率
(公的企業)	
a 支払	
(a) 利子	前記「(1) 非金融法人企業（民間法人企業）」と同様。
(b) 法人企業の 分配所得	前記「(1) 非金融法人企業（民間法人企業）」と同様。
(c) 賃貸料	前記「(1) 非金融法人企業（民間法人企業）」と同様。
b 受取	
(a) 利子	前記「(1) 非金融法人企業（民間法人企業）」と同様。
(b) 法人企業の 分配所得	前記「(1) 非金融法人企業（民間法人企業）」と同様。
(c) 保険契約者に帰 属する投資所得	前記「(1) 非金融法人企業（民間法人企業）」と同様。
(d) 賃貸料	前記「(1) 非金融法人企業（民間法人企業）」と同様。
(2) 金融機関 (民間法人企業 及び公的企業)	
a 支払	
(a) 利子	生産系列で推計した利子額を計上する。
(b) 法人企業の 分配所得	生産系列の推計より。
(c) その他の投資所 得	[ア保険契約者に帰属する投資所得＋イ年金受給権に係る投資所得 ＋ウ投資信託投資者に帰属する投資所得] [①全国計数×②金融機関別預金残高の対全国比率] ①、②は「内閣府資料」による。
ア保険契約者に 帰属する投資所 得	

項 目	推 計 方 法
イ年金受給権に係る投資所得	[①全国計数×②厚生年金保険の保険料徴収済額の対全国比率] ①は「国民経済計算」、②は「厚生年金保険・国民年金事業状況」による。 ※公的のみ推計
ウ投資信託投資者に帰属する投資所得	[①全国計数×②自県預金残高の対全国比率] ①は「国民経済計算」、②は「日銀統計」による。 ※民間のみ推計
(d) 賃貸料	前記「(1) 非金融法人企業（民間法人企業）」と同様。 ※民間のみ推計
b 受取	
(a) 利子	生産系列で推計した受取額を計上する。
(b) 法人企業の分配所得	生産系列の推計より。
(c) その他の投資所得	[ア保険契約者に帰属する投資所得＋イ投資信託投資者に帰属する投資所得]
ア保険契約者に帰属する投資所得	前記「(1) 非金融法人企業（民間法人企業）b 受取 (c) 保険契約者に帰属する投資所得」と同様。
イ投資信託投資者に帰属する投資所得	前記「(2) 金融機関 a 支払 (c) その他の投資所得 ウ投資信託投資者に帰属する投資所得」のうち民間金融機関分の割合（※）を乗じたもの。 ※民間金融機関の割合 「国民経済計算」第2部ストック編付表6『金融資産・負債残高（1）総括表』の金融資産残高の表項目「5. 持分・投資信託受益証券のうち（2）投資信託受益証券」の計数について下記式より求める。  民間金融機関／（民間金融機関＋家計）
(4) 家計（個人企業を含む）	
a 支払	[ア民間金融機関＋イ公的金融機関＋ウ共済組合等]
(a) 消費者負債利子	[①全国の消費者負債利子
ア民間金融機関	×②金融機関別個人貸付金残高の対全国比率] ①は「内閣府資料」による。 ②は「内閣府資料」にて計上する。ただし、生命保険会社は「生命保険事業概要」の「個人保険の保有契約高＋団体保険の保有契約高」より求める。
イ公的金融機関	[（ア）郵便貯金 ＋（イ）国民生活金融公庫 ＋（ウ）簡易生命保険・郵便年金]
(ア) 郵便貯金	[①全国の消費者負債利子×②貸付金の年度末現在高の対全国比率] ①は「内閣府資料」による。 ②は「日銀統計」による。
(イ) 国民生活金融公庫	[①全国の消費者負債利子×②個人貸付金残高の対全国比率] ①は「内閣府資料」による。 ②は「日銀統計」による
(ウ) 簡易生命保険・郵便年金	[①全国の消費者負債利子 ×②（保険の保有契約高＋年金の保有契約高）の対全国比率] ①、②は「内閣府資料」による。

項 目	推 計 方 法
ウ共済組合等	[①全国の消費者負債利子×②組合員数の対全国比率] ①は「内閣府資料」による。 ②は「国家公務員共済組合事業統計年報」、「日本統計年鑑」、「地方公務員給与の実態」などによる。
(b) その他の利子	[ア持ち家の支払利子(住宅支払利子)＋イ農林水産業の支払利子＋ウ非農林水産業の支払利子]
ア持ち家の支払利子(住宅支払利子)	[①全国計数×②全国銀行業種別貸出残高(個人の設備資金)の対全国比率] ①は「内閣府資料」による。 ②は「日銀統計」による。
イ農林水産業の支払利子	[①全国計数×②(全国銀行農林水産業貸付残高＋農業協同組合貸付残高＋漁業協同組合貸付残高)の対全国比率] ①、②は「内閣府資料」による。
ウ非農林水産業の支払利子	[①全国計数×②非金融個人企業数の対全国比率] ①は「内閣府資料」による。 ②は「経済センサス活動調査」による。
(c) 賃貸料	[ア農林水産業分＋イ非農林水産業分＋ウ持ち家分]
ア農林水産業分	[支払純地代(支払粗地代－借地分土地税)] 支払粗地代＝①田畑小作地面積×②純小作料 ①は「農業センサス」における田畑・樹園地借入耕地の合計面積を基礎に、調査年次以外は補間・補外をして求める。 ②は、「田畑価格及び小作料調」による。
イ非農林水産業分	[支払純地代(支払粗地代－借地分土地税)] 支払粗地代＝①店舗その他併用住宅のうち借地戸数×②1世帯当たり地代(持ち家の地代支払い世帯) ①は「住宅・土地統計調査報告」で、調査年次以外は補間・補外をして求める。 ②は「家計調査報告」による1世帯当たり地代を「全国消費実態調査報告」にて補正して求める。 借地分土地税は「(1)非金融法人企業(民間法人企業) a 支払(c) 賃貸料」と同様。
ウ持ち家分	[支払純地代(支払粗地代－借地分土地税)] 支払粗地代＝①専用住宅のうち借地戸数×②1世帯当たり地代(持ち家の地代支払い世帯) ①は「住宅・土地統計調査報告」で、調査年次以外は補間・補外をして求める。 ②は「家計調査報告」による1世帯当たり地代を「全国消費実態調査報告」にて補正して求める。 借地分土地税は「(1)非金融法人企業(民間法人企業) a 支払(c) 賃貸料」と同様。
b 受取	
(a) 利子	[ア一般預金利子＋イ信託利子＋ウ社内預金利子＋エ有価証券利子]
ア一般預金利子	[①国の機関別支払預貯金利子×②県機関別個人預貯金残高÷③全国機関別預貯金残高] ①は「内閣府資料」による。 ②、③は「内閣府資料」、「日銀統計」による。
イ信託利子	[①国の信託利子×②信託預金残高の対全国比率×③個人分割合] ①、②、③は「内閣府資料」による。
ウ社内預金利子	[①国の社内預金利子×②県預貯金残高÷③全国預金残高] ①は「内閣府資料」による。 ②、③は「日銀統計」による。

項 目	推 計 方 法
エ有価証券利子	[①国債、地方債、公社公団公庫債、事業債、転換社債及び金融債の 年度末現在高×②平均利回り率×③個人割合×④対全国比率] ①は「国民経済計算年報」、「統計情報（日本証券業界）」による。 ②は「金融経済統計」による。 ③は「国民経済計算年報」による。 ④は「統計年報（国税庁）」による。
(b) 配当	[①全国個人配当金×②配当所得金額の対全国比率] ①は「国民経済計算」による。 ②は「統計年報（国税庁）」による。
(c) その他の投資所得 ア 保険契約者に帰属する投資所得	[ア保険契約者に帰属する投資所得＋イ年金受給権に係る投資所得 ＋ウ投資信託投資者に帰属する投資所得] 生命保険の保険契約者に帰属する財産所得の支払の全額を計上する。 非生命保険の保険契約者に帰属する財産所得の支払と同額を、各保険 につき国の比率（非生命保険の制度部門別分割比率「保険料」）で分 割し、家計分として加算計上する。さらに全国信用保証協会（うち家 計分）と住宅ローン保証機関等について「定型保証の帰属収益」の支 払額と同額を計上する。
イ 年金受給権に係る投資所得	前記「(2) 金融機関 a 支払 (c) その他の投資所得 イ年金受給権に 係る投資所得」（公的企業分のみ推計）を全額計上。
ウ 投資信託投資者 に帰属する投資所得	前記「(2) 金融機関 b 受取 (c) その他の投資所得 イ投資信託投資 者に帰属する投資所得」の総額から民間金融機関の受取額分を差し引 いた額を計上。
(d) 賃貸料	[受取純地代（受取粗地代－借地分土地税）＋ 著作権・特許権等使 用料] $\text{受取粗地代} = \text{①県家計支払粗地代} \times \frac{\text{②全国家計受取粗地代}}{\text{③全国家計支払粗地代}}$ ①は「農林水産業」[その他の産業][持ち家]の支払粗地代の合 計。 ②、③は「内閣府資料」による。  借地分土地税は「(1) 非金融法人企業（民間法人企業）a 支払 (c) 賃貸料」と同様。 著作権・特許権等使用料＝①全国計数 ×②特許権等出願件数の対全国比率 ①は「内閣府資料」による。 ②は特許庁より入手。
(5) 対家計民間 非営利団体	
a 支払	
(a) 利子	[①全国計数×②民間非営利団体従業者数の対全国比率] ①は「内閣府資料」による。 ②は「経済センサス活動調査」による。
(b) 賃貸料	上記に同じ。
b 受取	
(a) 利子	「a 支払 (a) 利子」と同様。
(b) 法人企業の 分配所得	「a 支払 (a) 利子」と同様。

項 目	推 計 方 法
(c) 保険契約者に帰属する投資所得	[①全国計数×②県の各制度部門別非生命保険純保険料 ÷③国の各制度部門別非生命保険純保険料] ①は「内閣府資料」による。 ②、③は生産系列の推計より。
(d) 賃貸料	「a 支払 (a) 利子」と同様。
4 生産・輸入品に課される税	『一般政府』の受取に計上する。 生産系列の推計より。
5 補助金	『一般政府』の受取に計上する。 生産系列の推計より。
6 所得・富等に課される経常税	支払を『対家計民間非営利団体』以外の各制度部門に、受取を『一般政府』に計上する。
(1) 支払	「(2) 受取」と同額を税の種類により、『非金融法人』、『金融機関』、『家計』の各制度部門に振り分けて計上する。
(2) 受取	「統計年報（国税庁）」、「税務統計書」、「市町別決算の概要（普通会計）」、「地方財政状況調査」、「財政金融統計月報」などから、所得税、法人事業税、日本銀行納付金、自動車関係税（家計分）、狩猟者登録税、入猟税、住民税を集計する。
7 社会負担	[ (1) 現実社会負担 + (2) 帰属社会負担 + (3) 家計の追加社会負担 - (4) 年金制度の手数料 ]
(1) 現実社会負担	[ ア社会保障基金に係る現実社会負担（一般政府の受取分） + イその他の社会保険制度に係る現実社会負担（年金基金（金融機関）の受取分） ]
ア社会保障基金に係る現実社会負担（一般政府の受取分）	[ (ア) 雇主の現実社会負担分 + (イ) 家計の現実社会負担分 ] 社会保障給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う社会負担のうち、法律等により強制的に支払われるものであり、その支払いは社会保障基金（一般政府）を指す
(ア) 雇主の現実社会負担分	[ 支払 ] 分配系列で推計した「雇主の現実社会負担」のうち「(a) 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担」を家計に一括計上する（県民ベース）。 ※当支払分については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計より社会保障基金に対して支払うものとする。 [ 受取 ] 県内ベースにて、「社会保障基金に対する雇主の現実社会負担」を一般政府に計上する。 ※社会保障基金に対する雇主の現実社会負担 特別会計（年金、労働保険等）、国民健康保険、後期高齢者医療、共済組合、組合管掌健康保険、児童手当等などの雇主負担額を集計する。
(イ) 家計の現実社会負担分	[ 支払 ] 上記「(ア) 雇主の現実社会負担分」と同様に推計した雇用者による現実社会負担分を家計に一括計上する（県民ベース） ※当支払分については、家計の雇用者報酬の中から社会保障基金に支払うものとする。 [ 受取 ] 上記「(ア) 雇主の現実社会負担分」と同様に計上 ※社会保障基金に対する家計の現実社会負担 上記「(ア) 雇主の現実社会負担分」と同様

項 目	推 計 方 法
イその他の社会保険制度に係る現実社会負担（年金基金（金融機関）の受取分）	[(ア) 雇主の現実社会負担分 + (イ) 家計の現実社会負担分] 社会保険制度に対して行う社会負担のうち、年金基金（金融機関）への支払を指す。
(ア) 雇主の現実社会負担分	<p>[支払] 分配系列で推計した「雇主の現実社会負担」のうち「(b) その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担」を家計に一括計上する（県民ベース）。 ※当支払分については、雇主から年金基金（金融機関）に直接支払われる分（受給権を発生主義により記録する退職一時金の実際の支給額を含む）として、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計が年金基金（金融機関）に対して支払ったものとする</p> <p>[受取] 「その他の社会保険制度に係る現実社会負担」を金融機関に計上する（県民ベース）。 ※その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担 確定給付型制度（確定給付型企業年金、退職一時金（民間等）等）、確定拠出型年金（勤労者退職金共済機構、確定拠出年金（企業型）等）の雇主負担額を集計する。</p>
(イ) 家計の現実社会負担分	<p>[支払] 上記「(ア) 雇主の現実社会負担分」と同様に推計した雇用者による現実社会負担分を家計に一括計上する（県民ベース） ※当支払分については、家計の雇用者報酬の中から年金基金（金融機関）に支払うものとする。</p> <p>[受取] 上記「(ア) 雇主の現実社会負担分」と同様に計上 ※その他の社会保険制度に係る家計の現実社会負担 確定給付型制度（確定給付型企業年金のうち厚生年金基金・企業年金連合会分）、確定拠出型年金（国民年金基金・同連合会、確定拠出年金（個人型）等）の雇用者負担額を集計する。</p>
(2) 帰属社会負担	[ア雇主の帰属年金負担分 + イ雇主の帰属非年金負担分]
ア雇主の帰属年金負担分	<p>確定給付型企業年金等の年金受給権に係る雇主の負担分のうち発生ベースで生じる負担分である。</p> <p>[支払] 分配系列で推計した「雇主の帰属年金負担分」を家計に一括計上する（県民ベース）。 ※当支払分は概念上については、家計の雇用者報酬の内訳「雇主の帰属社会負担」に含まれる。</p> <p>[受取] 「雇主の帰属年金負担分」を金融機関に計上する。 ※雇主の帰属年金負担分 雇主の帰属年金負担は、受給権を発生主義で記録する確定給付型制度（企業年金及び退職一時金）について、対象期間における受給権の増分（企業の財務諸表における勤務費用相当分）と制度の運用に係る費用（年金制度の手数料）の合計のうち、確定給付制度に係る雇主の現実社会負担（実際を支払額）では賄われない部分である</p>



項 目	推 計 方 法
	<p>「現在勤務増分（年金制度の手数料を含む）」－「確定給付制度に係る雇主の現実社会負担」</p> <p>※確定給付制度に係る雇主の現実社会負担 前記「(1) 現実社会負担 イその他の社会保険制度に係る現実社会負担（年金基金（金融機関）の受取分）（ア）雇主の現実社会負担分」のうち確定給付型企業年金の負担額のうち「雇主負担額」に（雇主負担のみ）退職一時金（民間等）の負担額を加算した額。</p>
イ雇主の帰属非年金負担分	<p>発生主義での記録を行わない退職一時金（政府等）の支給や、雇主が基金等の特別の準備をすることなく無基金で雇用者に福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）を行う負担である。雇用者報酬の内訳項目として、一旦雇主部門から家計へ支払われた後に、家計からそれら無基金等への掛け金として支払われるという形で擬制をする。</p> <p>[支払] 分配系列で推計した「雇主の帰属非年金負担分」を家計に一括計上する（県民ベース）。 ※当支払分は概念上については、家計の雇用者報酬の内訳「雇主の帰属社会負担」に含まれる。</p> <p>[受取] 非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体それぞれに、経済活動別に求めた同負担額を上記制度部門別に組み替えて計上する（県民ベース）。</p>
(3) 家計の追加社会負担	<p>前記「3 財産所得」の「その他の投資所得」のうち「年金受給権に係る投資所得」（公的企業分のみ推計）と同額を計上。</p> <p>[支払] 分配系列で推計した「家計の追加社会負担」を家計に一括計上する。</p> <p>[受取] 「家計の追加社会負担」を金融機関に計上する。</p>
(4) 年金制度の手数料	<p>前記「1 雇用者報酬 (2) 雇主の社会負担 b 雇主の帰属社会負担 (a) 雇主の帰属年金負担」で用いられる「年金制度の手数料」と同額を計上（控除項目）。</p> <p>[支払] 「年金制度の手数料」を家計に一括計上する。 [受取] 「年金制度の手数料」を金融機関に計上する。</p>
8 現物社会移転による社会給付 (1) 現物社会移転（市場産出）	<p>[ (1) 現物社会移転（市場産出） + (2) 現物社会移転（非市場産出） ]</p> <p>政府最終消費支出の個別消費支出のうち社会保障制度の医療・介護保険の保険給付分、公費負担の医療給付</p> <p>[支払] 一般政府 「内閣府資料」、「国民経済計算年報」、「地方財政状況調査」、「市町別決算の概要（普通会計）」など</p> <p>[受取] 「現物社会移転（市場産出）」を家計に一括計上する。</p>

項 目	推 計 方 法
(2) 現物社会移転（非市場産出）	政府最終消費支出の個別消費支出のうち自己消費分、対家計民間非営利団体の対家計民間非営利団体最終費支出 [支払] 一般政府、対家計民間非営利団体 一般政府：「内閣府資料」、「国民経済計算年報」、「地方財政状況調査」、「市町別決算の概要（普通会計）」など 対家計民間非営利団体：全国の対家計民間非営利団体最終費支出×従業者の対全国比率 [受取] 「現物社会移転（非市場産出）」を家計に一括計上する
9 現物社会移転以外の社会給付	[ (1) 現金による社会保障給付 + (2) その他の社会保険年金給付 + (3) その他の社会保険非年金給付 + (4) 社会扶助給付 ]
(1) 現金による社会保障給付	社会保障基金（一般政府）が家計に対して支払う社会給付のうち、現金により支払われるもの。具体的には、老齢年金（国民年金、厚生年金等）、雇用保険に基づく給付金（失業給付）、子ども手当などになる。 [支払] 県内ベースにて推計した受取額を全額、一般政府に計上する。 [受取] 分配系列での〈雇主の現実社会負担〉推計にて使用した〈雇主の強制的現実社会負担のうち、現金による社会保障給付分を全額、家計に計上する。〉
(2) その他の社会保険年金給付	年金基金（金融機関）から支払われた給付額で、各基金別に全国値を生産系列にて用いた分割比率で推計する。 [支払] 県内ベースにて推計した受取額を全額、金融機関に計上する。 [受取] 分配系列で推計した「雇主の現実社会負担」のうち「(b) その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担」を家計に一括計上する。
(3) その他の社会保険非年金給付	前記「7 社会負担 (2) 帰属社会負担 イ雇主の帰属非年金負担分」で擬制された無基金等から家計への給付であり、負担額と同額になる。 [支払] 各制度部門における受取の帰属社会負担「雇主の帰属非年金負担分」と同額を、各部門に計上する。 [受取] 帰属社会負担「雇主の帰属非年金負担分」の支払い合計額を家計に計上する。
(4) 社会扶助給付	一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に支払われる扶助給付のうち、現金による社会保障給付や無基金等からの雇用者への社会給付とならないもの。一般政府からのものとしては、生活保護費、交付国債の元利償還金、遺族等年金、恩給などがあげられる。 また、民間非営利団体からのものとしては、奨励金及び教育、研修のための扶助給付が含まれる。 [支払] 一般政府、対家計民間非営利団体 一般政府：「内閣府資料」、「国民経済計算年報」、「地方財政状況調査」、「市町別決算の概要（普通会計）」など 対家計民間非営利団体：全国の社会扶助給付 × 従業者の対全国比率 [受取] 家計部門の政府支払と対家計民間非営利団体支払の合計額。

項 目	推 計 方 法
10 その他の経常移転 (1) 非生命保険金	<p>[支払] 生産系列において推計した保険機関別の支払保険金の合計額を金融機関に計上する。</p> <p>[受取] 生産系列において推計した保険機関別の支払保険金を、「内閣府資料」に基づく制度部門別分割比率（保険金）により5つの制度部門別に分割し、それぞれ計上する。</p>
(2) 非生命保険 純保険料	<p>[支払] 「(1) 非生命保険金」と同額を、「内閣府資料」に基づく制度部門別分割比率（保険金）により5つの制度部門別に分割し、それぞれ計上する。</p> <p>[受取] 「(2) 非生命保険純保険料 [支払]」と同額を金融機関に計上する。</p>
(3) 他に分類され ない経常移転 (その他の経常移転、 罰金)	<p>対家計民間非営利団体への経常移転及びそれ以外の各制度部門が支払う寄付金、負担金、家計間の仕送り金、贈与金等の他では表章されないあらゆる経常移転取引の受払が含まれる。</p>
9 最終消費支出	<p>支出系列で推計された家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出、一般政府最終消費支出をそれぞれの制度部門に計上する。</p>
10 年金基金 年金準備金の変動	<p>社会保険であって金融機関であることから、年金基金の準備金は基金に対する債権として家計が所有しているとみなされる。したがって、基金に対する年金負担の支払及び基金からの年金給付の受取は、異なる制度部門間の移転取引ではなく、金融取引となる。</p> <p>年金基金年金準備金の変動  = 雇主の自発的社会負担 + 雇用者の自発的社会負担  - 年金基金による社会給付</p>
11 貯蓄	<p>各制度部門にて、受取合計－支払合計の残差を計上する。</p>

## 県内総生産（支出側、名目）

項 目	推 計 方 法
県内総生産(支出側、名目)	[1 民間最終消費支出+2 政府最終消費支出+3 総資本形成+4 財貨・サービスの移出-5 財貨・サービスの移入+6FISIM 移出入（純）+7 統計上の不突合]  生産活動の結果、新たに生み出された付加価値（総生産）は所得として分配され、さらにその所得は最終生産物に対する支出として、財貨・サービスの処分状況を整合的に把握し、これに統計上の不突合を加えることにより、県内総生産（支出側）が導かれる。さらに参考として、「県外からの所得（純）」を加えることによって、県民総所得（GNI）が示される。
1 民間最終消費支出	[ (1) 家計最終消費支出 + (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出 ]
(1) 家計最終消費支出	[ a 全国分家計最終消費支出 × b 対全国比率 ]
a 全国分家計最終消費支出	「国民経済計算」による。
b 対全国比率	[ 三重県分 (①一世帯あたり費目別支出額 + ②直接推計項目 - ③控除項目) / 全国分 (一世帯あたり費目別支出額 + 直接推計項目 - 控除項目) ]
①一世帯あたり目別支出額	三重県分、全国分とも「全国消費実態調査」による。二人以上世帯と単身世帯に分けて推計し、合計する。
②直接推計項目	三重県分、全国分とも [ア) 生命保険サービス + イ) 年金基金サービス + ウ) 証券手数料 + エ) FISIM 消費額 + オ) 家賃 (持家の帰属家賃、給与住宅差額家賃を含む) + カ) 非生命保険サービス + キ) 自動車購入額 + ク) 医療費 (自己負担分) + ケ) 介護費 (自己負担分) ] 生産系列の金融保険業で推計した数値を使用する。
ア) 生命保険サービス	生産系列の金融保険業で推計した数値を使用する。
イ) 年金基金サービス	生産系列の金融保険業で推計した数値を使用する。
ウ) 証券手数料	[ 全国分証券手数料 × 対全国比率 ] 全国分証券手数料は「内閣府資料」による。対全国比は「全国消費実態調査」のうち「有価証券」を取る。
エ) FISIM 消費額	分配系列で推計した消費者家計 FISIM 消費額を使用する。
オ) 家賃 (持家の帰属家賃、給与住宅差額家賃を含む)	[ ① 宅床面積 × ② 1 m <sup>2</sup> 当たり家賃 ] ① は「住宅・土地統計調査」による住宅床面積を基礎として、「建築着工統計調査報告」の住宅増床面積及び「建築物減失統計調査報告」により補間・補外する。 ② は「住宅・土地統計調査」により家賃 (借家は公営、公団・公社、民間借家の全加重平均、持家は民間借家の加重平均) を求め、消費者物価指数の家賃指数により補間・補外する。
カ) 非生命保険サービス	生産系列の金融保険業で推計した数値を使用する。
キ) 自動車購入額	[ 新車登録台数 × 平均単価 ] 新車登録台数は、普通車・小型車の新車登録台数については「内閣府資料」からとる。軽乗用車の新車登録台数については「軽自動車新車新規車種別・銘柄別・都道府県別検査 (販売) 台数」からとる。普通車・小型車・軽乗用車の平均単価については「小売物価統計調査」からとる。

項 目	推 計 方 法
㌸医療費（自己負担分） ㌹介護費（自己負担分）	生産系列の総医療費のうち自己負担分による。 生産系列の総介護費のうち自己負担分による。
(b) 控除項目	帰属計算を含め、加算項目で示す方法で推計するため、家計調査法によるものは控除。
㌺家賃（持家の帰属家賃、給与住宅差額家賃を含む）	別途推計加算するので、家計調査法によるものは控除。
㌽非生命保険サービス	別途推計加算するので、家計調査法によるものは控除。
㌾自動車購入額	別途推計加算するので、家計調査法によるものは控除。
㌿医療費（自己負担分）	別途推計加算するので、家計調査法によるものは控除。
㍀介護費（自己負担分）	別途推計加算するので、家計調査法によるものは控除。
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	$[(\text{①全国分産出額} - \text{②全国分商品・非商品販売額}) \times \text{③対家計民間非営利団体従業者数の対全国比率}]$ ①、②は「内閣府資料」による。 ③は「経済センサス活動調査」による。
2 政府最終消費支出	$[\text{雇用者報酬} + \text{中間投入} + \text{固定資本減耗} + \text{生産・輸入品に課される税} - \text{商品・非商品販売} + \text{家計への移転的支出}]$ 推計範囲及び資料は、生産系列の政府サービス生産者と同様。 商品・非商品販売は、授業料収入、保育所使用料収入、下水道料金収入、許可および手数料収入などをいう。 家計への移転的支出は、学校給食費、医療費のうち社会保障基金からの給付分、介護費のうち社会保障基金からの給付分、医療費以外の現物給付（教科書購入費など）をいう。
3 総資本形成	$[(1) \text{総固定資本形成} + (2) \text{在庫品増加}]$
(1) 総固定資本形成	$[\text{a 民間} + \text{b 公的}]$
a 民間	$[(\text{a}) \text{住宅} + (\text{b}) \text{企業設備}]$
(a) 住宅	「建築統計年報（国土交通省）」より、県内の民間建築（居住用）出来高ベースを計上する。
(b) 企業設備	$[\text{製造業以外}]$ $[\text{①全国分産業別企業設備投資額（受注型ソフトウェア及び企業内研究開発の R\&D 産出額を含む）} \times \text{②産業別県内総生産の対全国比率}]$ ①は「内閣府資料」による。 ②は県内総生産および国内総生産による。
	$[\text{製造業のみ}]$ $[\text{①有形固定資産取得額（土地・中古資産控除）} + \text{②建設仮勘定} + \text{③受注型ソフトウェア}]$ ①、②は「工業統計表（経済産業省）」による。 ③は生産系列による。

項 目	推 計 方 法
b 公的 (a) 住宅  (b) 企業設備  (c) 一般政府  (2) 在庫品増加 a 民間企業  b 公的企業	<p>[(a) 住宅 + (b) 企業設備 + (c) 一般政府]  「建設総合統計年度報 (国土交通省)」より、県内の公共建築 (居住用) 出来高ベースを計上する。</p> <p>公的企業の投資的経費 (住宅以外) を、国関係は「国民経済計算年報」、県関係は「決算書 (企業庁、病院事業庁、各公社)」、市町村関係は「市町別決算の概要 (公営企業)」などから集計。</p> <p>一般政府の投資的経費 (住宅以外、受注型ソフトウェア及び企業内研究開発の R&amp;D 産出額を含む) を、生産系列の政府サービス生産者と同様の資料から集計。</p> <p>[a 民間企業 + b 公的企業]  [①製造業の在庫品増加 + その他の産業の在庫品増加 (②全国分産業別在庫品増加 × ③産業別県内総生産の対全国比率)]  ①は「工業統計調査」の製造品、半製品、仕掛品、原材料、燃料から求める。  ②は「内閣府資料」による。  ③は県内総生産および国内総生産による。</p> <p>貯蔵品・原材料・棚卸資産など在庫とみなされる流動資産項目を、国関係は「国民経済計算年報」、「内閣府資料」、県関係は「決算書 (企業庁など)」、市町村関係は「市町別決算の概要 (公営企業)」などから集計。</p>
4 財貨・サービスの移出入 (純)・統計上の不突合  (1) 財貨・サービスの移出入 (純)	<p>[(1) 財貨・サービスの移出入 (純) + (2) 統計上の不突合]</p> <p>[①財貨・サービスの移出 - ②財貨・サービスの移入 + ③FISIM 移出入 (純)]</p> <p>①財貨・サービスの移出  a 産出額 × b 移輸出率  a は生産系列で推計した数値を採用する。  b 「県産業連関表」より求める。移輸出率 = 移輸出額 / 生産額</p> <p>②財貨・サービスの移入  (a 中間投入額 + b 民間最終消費支出額等) × c 移輸入率  a は生産系列で推計した数値を採用する。  b は 1 民間最終消費支出 + 2 政府最終消費支出 + 3 総資本形成  c は「県産業連関表」より求める。移輸入率 = 移輸入額 / { (中間需要額 + 最終需要額 (移出額を除く)) }</p> <p>③FISIM 移出入 (純)  a FISIM 県内産出額 - b 制度部門別 FISIM 県内消費の合計  ab は「内閣府資料」による。</p>
(2) 統計上の不突合	[県内総生産 (生産側) - {1 民間最終消費支出 + 2 政府最終消費支出 + 3 総資本形成 + 4 (1) 財貨・サービスの移出入 (純)}]
5 県外からの所得 (純)	[県民所得 (要素費用表示) - 県内要素所得 (純生産)]
6 県民総所得 (GNI)	[県内総生産 (支出側、市場価格表示) + 県外からの所得 (純)]

## 制度部門別資本調達勘定

項 目	推 計 方 法
制度部門別 資本調達勘定	この勘定は、「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府」、「家計（個人企業を含む）」、「対家計民間非営利団体」の5つの制度部門について作成され、資本蓄積の形態とそのための資本調達の源泉を示し、資産の変動を導出するものである。
1 総固定資本形成	支出系列より推計した、制度部門別に分割された計数を該当部門別に計上する。
2 在庫品増加	支出系列より推計した、制度部門別に分割された計数を「非金融法人企業」、「家計（個人企業を含む）」の2制度部門に計上する。
3 土地の購入（純）	基礎資料の制約により、「一般政府」のみ計上する。 [中央政府＋県・市町] ◎中央政府 土地購入・換地清算金－土地・立木竹売払収入 「国民経済計算年報」により求める。 ◎県・市町 （用地取得費－補償費）－土地・建物・立木竹売払収入 「地方財政状況調査」による。
4 貯蓄投資差額	[(5 貯蓄＋6 固定資本減耗＋7 資本移転（純）)－ （1 総固定資本形成＋2 在庫品増加＋3 土地の購入（純）)] ただし、3 土地の購入（純）は、「一般政府」以外は推計していないため、「非金融法人企業」、「金融機関」、「家計（個人企業を含む）」、「対家計民間非営利団体」の貯蓄投資差額には、土地の購入（純）が含まれている。
5 貯蓄	制度部門別所得支出勘定における制度部門別の貯蓄を計上する。
6 固定資本減耗	
(1) 非金融法人企業	[a 製造業＋b 電気・ガス・水道・廃棄物処理業＋c 卸売・小売業＋d その他の産業]
a 製造業	[①公的企業分＋②民間分×③法人分割] ①、②は「生産系列」による。 ③は「工業統計調査」経営組織別の「会社」、「組合・その他の法人」の割合により求める。
b 電気・ガス・水道業	「生産系列」による。
c 卸売・小売業	[①法人卸売業＋②法人小売業＋③市場＋④公的企業] ①、②、③、④は「生産系列」による。
d その他の産業	[①公的企業分＋②民間分×③全国分産業別企業設備投資法人分割] ①、②は「生産系列」による。 ③は「内閣府資料」による。
(2) 金融機関	生産系列より推計した、金融・保険業の固定資本減耗額を計上する。
(3) 一般政府	生産系列の推計結果から、政府の固定資本減耗額を計上する。

項 目	推 計 方 法
(4) 対家計 民間非営利団体	生産系列の推計結果から、対家計民間非営利団体の固定資本減耗額を計上する。
(5) 家計 (個人企業を含む)	[①産業分固定資本減耗額 - (「非金融法人企業」 + 「金融機関」)] ①は「生産系列」による。
7 資本移転 (純)	<p>一般政府と他の制度部門との間だけに行われるものとみなし (ただし金融機関は除く)、一般政府の受取、支払を求め、該当項目ごとにその性格を考慮して、制度部門別に分類を行う。</p> <p>資本移転 (純) = 受取資本移転 - 支払資本移転</p> <p>(一般政府の支払)</p> <p>◎中央政府 報償金、補償金、賠償償還及び払戻金など。</p> <p>◎県・市町 普通建設事業費及び災害復旧事業費におけるその他の補助金など。</p> <p>(一般政府の受取)</p> <p>◎中央政府 相続税、弁償及び違約金、期満後収入など。</p> <p>◎県・市町 地方道路譲与税、石油ガス譲与税、交通安全特別対策交付金分担金及び負担金におけるその他、国庫支出金における普通建設事業費支出金、災害復旧事業費支出金、電源立地促進対策等交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金など、また、寄付金におけるその他など。</p> <p>受取、支払とも、中央政府は「国民経済計算年報」による。 県、市町は「地方財政状況調査」による。</p>





## 【参考】

## 平成27年度 主要経済年誌

年 月	事 項
平成27年4月	4月1日、近畿日本鉄道と四日市市の出資により設立された「四日市あすなろう鉄道」が公有民営方式にて内部・八王子線の運行を開始。
4月	4月1日、新規登録の軽乗用車の自動車税を増税。従来の年7200円から年10800円に。原動機付自転車は同1000円から2000円に。250cc以下の普通自動二輪車は同2400円から3600円に。
4月	4月10日、日経平均株価が取引時間中一時2万円台を回復。ITバブル時代の平成12年4月17日以来ほぼ15年ぶり。
5月	5月1日、総務省は3月の実質消費支出が前年比10.6%減と発表。平成13年以降で最大の落ち込み。
6月	6月5日、平成28年に日本で開催される主要国首脳会議について、開催地に三重県志摩市が選定され、正式名称も「伊勢志摩サミット」に決定。
11月	日本郵政・かんぽ生命・ゆうちょ銀行の日本郵政グループ3社が東京証券取引所の一部に上場。3社の株価は終値を基に時価総額を計算すると、単純合計は約17・5兆円で、NTT（約25兆円）以来の大型上場となった。
平成28年1月	1月29日、日本銀行が金融政策決定会合において、銀行などの金融機関が日銀に新たに預けるお金の一部に年0.1%の手数料を課す「マイナス金利」の導入を決定、日本においてマイナス金利を導入するのは史上初。
2月	三重県が、平成27年10月1日を基準に実施された「平成27年国勢調査」について、結果速報を発表。三重県の総人口は181万5,827人となり、前回調査に比べ3万8,897人の減少。世帯数は71万8,759世帯となり、前回調査に比べ1万4,152世帯の増加に。
2月	経営再建中のシャープが臨時取締役会において、台湾の鴻海精密工業の支援を受けることで決定。

参考資料：株式会社三重銀総研「三重県経済の現状と見通し」、新聞各紙

**平成27年度  
三重県民経済計算結果**

平成30年2月発行

編集・発行 津市広明町13番地  
三重県戦略企画部統計課

TEL 059 (224) 3051

FAX 059 (224) 2046

e-mail [tokei@pref.mie.jp](mailto:tokei@pref.mie.jp)

<http://www.pref.mie.lg.jp/DATABOX/>

この資料は、再生紙を使用しています。